

らのニーズもたくさん出ておりますから、そういう点も踏まえた人材の養成とか市場開拓等でも大変強力に働けるのじゃないかということを考えますと、御指摘のように二つの看板を一つにしても内容はちっとも変わらぬじゃないか、初期においてはあるいはそういうこともあり得るかもしれませんが、しかしいま申しましたような方向で順次進めてまいりますれば、必ず皆さんの御期待に沿えるような中心機能になれるのじゃないか、こういうふうに思っておりますのでございます。

○清水委員 大臣からのお話があったわけでありまして、誤解のないように申し上げておきますと、わが党はこの法案に対しては基本的には賛成という立場に立っております。しかし、政府の行革を何らかの形で進めなければならぬというこのために、たまたまこの両事業団の統合というものが選ばれる、単にこういう発想の中でこの統合問題が出てきたということであれば、大臣が言われるように意欲的あるいは中小企業政策をさらに強化するというような観点でこれが出てきたとは実は言いがたい側面が、これは率直に言うとなしとはしない。しかし、現実の問題としていま統合をしようというわけなんですから、統合をする以上は何らかのメリットというものを追求するのはあたりまえのことだ。しかし、いま大臣が言われたようなことは旧振興事業団においても一貫して推進してきた事業でもあるし、これからも当然推進をしていかなければならない課題でもあると思うのです。だから、統合しなければ言われるようなことができないということではなしに、統合の有無にかかわらずやらなければならぬ、そういう責めを負っていると思うのです。

そういう点から考えて、統合によるより大きなメリットを生かして云々と言われるわけですから、ちよつと参考までにお尋ねをするわけでありまして、それならば統合後、旧両事業団の管理部門というものは一本化するのでしょうか。また同時に、きのうもちよつと出ておりましたけれども、具体的に、いま言われるような趣旨であるなら

らば、当然に旧両事業団にある適材というものを適所に配置する、こういう意味合いからもしかるべき人事交流などというものが当然行われてもいいのではないかと。ところが、私の感ずる限りどうも旧両事業団の管理部門はそのまま残る、人事交流も行われるという様子がない、こういうようなことになりまして、私がいま申し上げるような結果論として旧両事業団が併存をするような形で残っていくのじゃないか。そうなつてくると、一体新事業団の一元的な運営というものが円滑にくのかどうか、こういう点で大変心配になるものですから、お聞かせいただきたいと思ひます。

○左近政府委員 この両事業団が統合いたしました晩に統合の実を上げるというためには、おっしゃる通りに機構なりあるいは人事面でもその実を上げる必要があるということはわれわれも考えております。ただ、現在のところは、統合いたしまして直ちに人事交流をやるということも、人事の面はいろいろなむずかしい面もございますから急速にはなかなかむずかしいわけでございますが、考え方としては統合の実を上げるといふことで考えておりますし、それから管理部門についても早急に一元化をしていきたいといふふうに考えております。ただ、何分現在に入っております建物も違つたといふような問題もございますので、急速に一本化してしまつたといふわけにもいかない部分もあると思ひます。しかし、考え方としては管理部門は一元化し、人事の交流も図つていく、それをこの統合の過程で円滑に推進するといふ意味において、ある程度の時間を置かざるを得ない部分もあるといふことでございます。また昨日も申し上げましたように、建物自身についてもなるべく早く一つの建物に入れるように計画をいたしたいといふふうに考えているわけでございます。

○清水委員 いまの長官の御答弁についても、私とすれば食ひ足りないものを率直に感ずるのであります。できるだけ早目に管理部門の一本化なりあるいは人事の交流などということも考えていきたいが、経過措置としてどうも一定の時間はとらざる

を得ない、こう言われるわけですが、わからない話ではないのですけれども、その問題は一定の経過期間、この間のとり方のいかんによつては旧両事業団ごとのそれぞれの持つているセクションから来る多少のセクト主義といひましようか、そういったものが温存され、それがかえつて新事業団の一元的な運営に——実は大臣はこれを通じて必要を要請にこたえようと言われるのだけれども、ブレイキがかかるなどといふようなことにもなりかねない。ですから、これは一体いつごろまでの間にそういういま長官が言われるようなことを推進をされようとしているのか。これはやはり一定のタイムリミットをつけてはつきりさせる必要があるのじゃないか。

それからもう一つは、たとえば管理部門などが一元化をされるということになると、多少の人員配置の転換などということも必然的に考えていかざるを得ないという場面があると思ひます。そういう場合に、その中から適材をたとえば時代の要請にこたえるような事業部門に配置をしていく。そのみならず、単にいまの両事業団の職員をそのままいじるといふだけではなしに、これだけの時代の要請にこたえるためには、場合によれば職員の増員を行うなどといったことも含めて、名実ともに新事業団の陣容といふものを確立をしていく。しかも、これをかなりスピーディーに行つたということがありませんと、二枚の看板を一枚にしたといふだけの弊害が起つてはしらないのか、ばくはこんなふうなことを心配するものですか、その辺もちよつと聞かしていただきたいと思ひます。

○左近政府委員 いま御指摘の御心配は、われわれも全く同感でございます。ですから極力早くやろうといふことで、たとえば管理部門の問題などはなるべく早く実現をすることにいたしたいと思ひます。

それから人事交流の問題につきましては、やはりできるところから進めていきたいといふことでございまして、御案内のとおり五十五年度には中

小企業大学校が発足いたしました。ことに関西の方がごときの秋に発足をいたします。したがって関西の充実といふような面では、これからまた予定以上の人員も要するということも考えられますし、あるいはまたほかの事業をやるタイミングにも新規の人が欲しいという部面も出てまいります。これは、内部の合理化によつてそういう人員を生み出すことがまず第一に必要でございますが、さらにまた増員の必要もあらうかと思ひます。そういうときに適材をうまく配置するといふことはやれると考えております。

それから、法律的に申しますと、実は附則で二年間暫定的な副理事長を置くことになつておりまして、その間が一種の整理期間ということに法律でなつていようになつております。したがって、われわれとしては、気持ちとしてはもつと短くやりたいと思つておりますが、長くても二年の範囲内には一元化をしなければいけないといふふうに法律が定めておると受け取つておるわけでございまして、極力早く一元化を進めるように御趣旨に沿つて努力をいたしたいと思ひます。

○清水委員 二年のことは私も承知しているわけですが、それゆゑに先ほどの危惧を含めて、できるだけスピーディーにということをお願いするつもりなんです。

さてそこで、いま長官なり大臣から、統合による新事業団設立のメリットというものを基本的な姿勢として述べられているわけですが、関連をして振興事業団、共済事業団の両理事長も見えていと思ひますが、この点、それぞれの立場でどのように受けとめておられますか。

○斎藤参考人 この法律が成立をいたしました場合には、六カ月以内に統合が行われることになつておりますが、私どももいたしましては、この統合が円滑に行われますように、その準備に手抜かりがないように万端努力をいたしまして、特に移行時に中小企業の皆さんに事務の停滞その他で御迷惑がかかるようなことがないように、ただいま

から十分に準備を進めてまいりたい、かように考えております。

○越智参考人 昨年の暮れにこの統合の問題を初めて聞きましたときには、先ほど来先生御指摘のように共済事業団の方は二種類の共済事業をやっており、振興事業団の方は高度化その他をやっているわけでありまして、内面的に見ますとやはり仕事は別系統でございまして、そういう意味において、確かに二つの看板が一枚になるという、そういう感じをまず持ったことは事実でございまして、しかし、その後時間の経過とともに静かに考えてみますと、申すまでもなく中小企業を対象にした中小企業庁の施策の事業面での展開を図る事業団でございまして、知識、経験を相互に交流し合うということのメリットは明らかでございまして、また、それぞれ十年とか十余年の歴史を持つている両事業団が、それぞれの仕事を通して経験をしつたりあるいはまた中小企業のためにお役に立ちたいというそういう精神というものができておりますが、そういうものを持ち寄ってお互いに切磋琢磨をして、そしてこれからの、さらに将来に向かつての施策の展開に伴う事業の拡充等を効率的にやっていくということは、やはり二つの事業団が一緒にすることが非常にメリットがある、こんなふうには実は考えてございまして、ただし、職員は一時は不安を持つてございまして、たゞ、発足の初日から完全に御破算でその再配置を考えると、これは率直に言つてまいらないと思ひます。しかし、これはなるべく早い意味の交流をやりますと、その事業団として最大効率を発揮するように運用すべきである、こんなふうに私は考える次第でございまして。

○清水委員 ところで、今度の新事業団への移行、これは八〇年代の中小企業を取り巻く非常にシビアな環境に思ひをいたすときに、中小企業の経営基盤を強化することの高度化事業あるいは近代化事業、さまざまな事業がありますけれども、そうしたものに大きく役立つというものでなければ冒頭大臣が言われる趣旨にかなうものでは

ない、私はそういうふうに基本的に考えるわけなんです。しかし、率直に、この第三章の「業務」、二十一条以降に書いてございまして、これを見て限る限りではどうも前半の部分は従来の振興事業団の業務、後段の部分は共済事業団の業務、こういうものが列挙をされていようように考えるのです。ただ、強いて言えば、この機会に研修所を昇格させて中小企業大学校を設置する、そして大いに必要な人材を養成しようあるいは研修の機会を高めよう、こういうことが特記されるように思ひうわけですけれども、私は、いままでもどちらかといひますと中小企業の経営基盤をどう強化するかという場合に、しばしば設備にウェイトを置いたハードな対策が非常に重視をされてきている。だがしかし、昨今の情勢でいへば、需要の開拓であるとかあるいは人材の育成を含む新製品、新技術の開発であるとか、これらを賄う意味でのソフトの面に対するウェイトをより拡大をしなければいけないのじゃないかという気がするのですが、現実の問題は、大学校といつても東京に置き、分校を関西に置く、これだけでは全国四十七都道府県

の要請に必ずしも十分こたえられるというものはあり得ない。だから、もうちょっときめの細かい、そうした面に対する配慮が払われなければならぬと思ひますが、具体的にどんな配慮を払つておられますか。

○左近政府委員 五十五年度予算で考えておりまして、新しく発足します大学校は東京と関西に校舎があつて、そこで研修をやるということでございますが、これは従来の研修所の引き継ぎということとでその二カ所でございます。

ただ、中小企業大学校ということにいたしました主な理由は、従来のように中小企業の指導者の養成だけじゃなくて、さらに中小企業自体の研修、いま先生おっしゃつたようにソフトな経営資源というものが重要になつてきた時代に、中小企業者自身の勉強を促進するということを主眼とするように切りかえたわけでございます。そういったしますと、先生おっしゃいますように二カ所でもいいの

かという問題が当然出てまいります。したがひまして、実は五十五年度で今後の中小企業者の研修体制をどう持ていつたらいいかということ調査するという経費もいたしておきますので、そういう面でも今後全国の中小企業者の方々に新しいソフトな面での研修を促進する方策をどう持ていつたらいいかということ十分検討いたしたいと思つております。したがひまして現在あります東京校、関西校というのはその中核でございまして、将来それだけに限定していいのかどうかという点も十分考えてまいりたいといふふうに思つております。

○清水委員 その点は速やかに調査をし、ある意味で中小企業団体なり中小企業関係者なりのその面のニーズに速やかにこたえるようなそういう対応を推進していただきたい。これは要望しておきます。

それから、せっかくの機会ですからお尋ねしておきますが、実は先年来中小企業団体中央会等でおきまわゆる中小企業大学の設立という運動を推進している。今度の中小企業大学校とは異質のものだと私は理解をしております。これは設立を本格的にやる場合には文部省の省令に基づくような形になるんだらうと思ひますが、いずれにしても基本的には短期的な養成ということだけでは不十分である。つまり四年なり四年という長期の学業を通して中小企業の次代を背負うにふさわしい人材を輩出する、そしてそれを各企業に分散配置することは通して、ある面で経営感覚の近代化あるいは近代化の経営手法といったようなものも涵養していけるようにしようじゃないかというふうな発想があるかというわけでして、これはこれで非常に意味のあることではないかと思つてゐるわけなんです。近い将来についてそうした点の構想にこたえる用意があるのかどうか、お聞かせいただきたいと思ひます。

○左近政府委員 今回発足いたします中小企業大学校というのは、いわば社会人になられた方の再教育機関でございます。それで、中小企業の中央

会等で御要望のございましては中小企業大学といふことで、中小企業の経営者なり従業員に必要な知識、経験を授けることを中心とする正式の大学をつくらうということ、これはこれで非常に重要なことであらうというふうに思ひわけでございます。

実は私の方もそういうお申し入れを伺ひまして、まことにとてもであるといふことで、われわれの方からも所管省であります文部省にもいろいろ御相談を申し上げていふこととでございます。

そういうことでございまして、われわれといたしましては、いわば成人教育といひますか、社会人教育としての中小企業大学校と、その基礎になる中小企業大学といふのがそれぞれできて、それぞれが機能を発揮することが一番望ましいといふふうに考えておりますので、今後とも関係方面に働きかけてその実現を期したいといふふうに考えております。

○清水委員 私としてもいま長官が答へられた点鋭意推進をさるべき事柄ではないか、こう思ひますので、強く要望を申し添えておきます。

さて、ここで少し新事業団の業務内容に触れながら具体的なテーマについてお聞かせをいただきたいと思ひます。

さきに通産省は印刷業における中小企業の近代化計画、これを示されて、現在これを受けた形で全印工連に代表される印刷業界が構造改善事業について鋭意作業を進めていふと仄聞をしております。通産のこの計画によりまして、五十九年度を目標準度として約四千六百億円の投資を予定しながら近代化を達成していく、こういうふうな計画をされていふようでありまして、具体的、實際的にどういふ見通しを持っておられるのか、まず最初にお聞かせいただきたいと思ひます。

○児玉(清)政府委員 お答え申し上げます。先生御存じのように、印刷業の将来の展望でございますが、五十九年度まで五年間それぞれ、各年度によりまして若干違ひがございまして、大筋で言いますと一〇%から一五%の年率で需要分野

が成長していくというようにございまして、それに十分たえらるるような展開を指導としてやっていきたいということが内容でござい

○清水委員 ちよつと抽象的なお答えでござい

○児玉(清)政府委員 特に印刷業だけの特別の

○清水委員 時間の関係もありま

見方だと思ひますね。ミクロ的にはどうかと言

と、御承知のように印刷業界というのは宿命的な

○児玉(清)政府委員 御指摘のとおりでござい

○清水委員 その点はわかりました。

私と言ふまでもありませんが、付加価値の高い業

界あるいは企業への脱皮を図る、こういうことだ

○児玉(清)政府委員 御指摘の点で大企業との

○清水委員 いま局長から、たとえば企業

同受注などというものを盛んにさせるように配慮

したい、これはこれで結構だと思ふのですが、た

○児玉(清)政府委員 中小企業分野の印刷業が

○清水委員 両方に関連いたしまして受注者の

ところの努力事項があると思ひます。

受注者サイドにおきましては、先ほど申しましたように中小印刷業界自身の体質強化策を着実に進める。これはいろんな方法を取りまして、共同化等もそうでございますが、やっていくということ、それからいま申された大企業の不当な進出に対しましてはこれを役所としても十分監視する必要があるかと思っております。その具体的事例に即しまして不当なものにつきましてはこれを調整するということを行政指導面でもやる必要がございます。

それから発注サイドにおきまして、やはり中小企業の受注機会を確保するということは法律でちゃんとたわわておりますし、そういった線に沿って、現実の運用というもので確保を図っていくということが必要でございます。それから官庁サービスという意味におきまして、発注者の情報というものを広く中小企業の方に流してやるといふサービスの強化も必要かと思われ

ます。いま申し上げましたように受注サイド、発注サイド両面におきまして十分な業界の努力をやらせるような形で私ども今後やっていきたいと思っておりますので、そういった面から具体的に不当な進出に対してはわれわれも十分監視体制をしいていくわけでございますが、法に触れるものにつきましては、これは関係官庁とも十分連携をとりながら正していく必要がある、このように考えております。

○清水委員 いま官公需の関係について余りはっきりした答弁を申されなかったわけですが、実はきのうも上坂委員から、たとえば軽印刷の場合官公需はシェアの約二〇%を占めている。受注契約のいかんというものが経営に占める非常に大きなウェイトになっている。入札方法等の改善ということを強く求められているわけですが、私もそう思います。

そこで、たとえば会計法等の制約があることは昨日の中小企業庁長官の御説明にまつまでもなく私も承知をしておる。実は昨年の春、予算委員会

の分科会で質疑をしたこともございますけれども、現実の問題として官公需等の入札方法をめぐって製造業の請負契約の方向を進めているとおっしゃられても、たとえばそこに一千万円以上という制約がある。しかし印刷の受注なんというのは常識的に見て一千万円以下というのが普通なんです。それがあつたのでは製造業扱いになり、請負契約の対象になってみて何のメリットもない。だからこういう点は速やかに弾力的な運用で、せっかく入札方法を改善しようというならば、当然この部分も改善をされなければ意味がないということが一つ。

それからもう一つは、たとえば公正な競争関係を極端に乱すという業者がござります。出血入札なんというのをやって迫ってくるという動きもござります。これを野放しにしておいたのでは政府が言う適正な利潤を確保することも現実にはできなくなる。先ほど来問題にしている過剰なダンピングというものの主たる要因になっておるわけです。ダンピングがいよいよ助長される。ですから私は、一面では入札の方法として二番札制度というものを採用する。いずれにしても最低の入札者には落札をしないということと適正なマージンが許容されるような範囲での受注ができる。そういう機会を確保するのでなければ、仮に通産が近代化計画等を通して幾ら付加価値を高めようとしても、そういうものを通して結局メリットが大き

なデメリットによって相殺される、こういうことです。この点は局長と長官と両方から承った方がいいのかもしませんが、お聞かせいただきたいと思ひます。

○左近政府委員 いま御指摘の会計法上の、最低価格で落札した者以外の者をいわざる落札者にするという方式がござりますが、それには御指摘の一千万円とか、現在ではことに小口の発注についてはなかなかうまく動かないといういろいろな事情がござります。われわれといたしましてはこれの改善を考えておるわけですが、いまのところまだこの会計法上の運用その他について関係

方面とも了解に達しておりませんが、御趣旨非常にございまして、今後とも十分交渉を続けまして、なるべく早くこういうものが実態に合わせられるようにいたしたいというふうに考えております。

○児玉(清)政府委員 いま長官からお話がありましたように、私も印刷業の健全な発展のために前向きに検討していただきたいと思います。

○清水委員 いまの点について、せっかく内閣で実力大臣と言われる通産大臣もおいでになるわけですから、これは実はかねがね問題になつていながら、いま長官が答えられるように大蔵などと合議をして云々と言われるわけですが、なかなか思うように進んでいないのです。しかし私もさき申し上げたように、印刷に限らず、えてして官公需を求める中小企業というものは中小ないしは零細規模のものが多くわけです。一千万円以上の受注なんというものはなかなか不可能なんです。ですから共同受注の問題等も含めて、やはり中小企業を所管されている大臣としてこの点の改善を急速にやるということについて、大蔵大臣等とも具体的に相談をしてみたいか。ければならぬと思ひますが、いかがでしょうか。

○佐々木国務大臣 大変重要なことだと思いますので、相談してみたいと思ひます。

○清水委員 それではこの部分ではほぼ質問を終わろうと思つたわけですが、実はここで通産の出された近代化計画のコピーがあるのですけれども、これを見ますと、近代化について設備面

で言うとオフセット印刷化、それから凸版印刷からの脱皮、あるいは製版部門における写植とかコンピュータによる組版、そして軽印刷なども含めてコールドタイプシステムの方式を採用する。あるいは印刷機について言うと、凸版印刷機についても八五%、オフセット等については一〇%の自動化を五十九年までに実現をする、こういう内容が示されております。これを進めれば当然のこととして省力化が著しく進むということに

つながると思つたのです。労務費比率の低下ということにもつながるでしょう。したがって付加価値を高めることになる。それはそれでいいのですけれども、問題はそこから雇用問題が起ころしな

いか、雇用の縮小ということから雇用不安という問題が起ころしな

いか、雇用の縮小ということから雇用不安という問題が起ころしな

いか、雇用の縮小ということから雇用不安という問題が起ころしな

いか、雇用の縮小ということから雇用不安という問題が起ころしな

それから実際のオペレーターの面におきまして、やはりソフト面の強化ということが非常に重要な意味を持つてくるわけでございまして、あるいは生産工程におきましてもシステム化することによりまして品質の向上あるいは供給の円滑化という問題も解決していかねばならないわけでございします。

それからもう一つ、やはりこういう社会の変動から来まして、需要面におきましてもいわゆるスビーディーな供給を求められるわけでございまして、それに対応するための即応需要ということにこたえられるだけの供給システムの近代化が必要でございします。

それからもう一つ申し上げられますのは、社会環境との調和ということが、今後特に重要でございします。その地域社会で公害問題を解決するとかあるいは環境保全に努めていくということからいたしまして、やはり生産の近代化ということが必要になってまいりますので、そういった意味を全体総合いたしまして、従業員が十分安心して定着できるような環境整備という効果も非常に大きいかと私も考えておる次第でございします。

○清水委員 印刷業に働く労働者の労働条件の改善等についても深く留意をしている、こういうことを言われるわけでありますから、それはそれで結構なことだと思ひます。ただ問題は、全国的に見てもまた個別に見ても、この近代化計画に沿う形で進められようとしている構造改善計画、その結果が果たしてどうなるのかという意味で関係事業所等で働く労働者等の不安というものは決して小さくないものがあるわけですね。そこで私としては、たとえば最終的には近代化というものが労使の協力なしに円滑に推進をされ得るとは思ひません。そういう点からいっても、私は計画について事前に関係労働組合等と経営者団体なり経営者なりが協議をする、話し合いをする、そういう機会を持つことが非常に重要な課題になるのではないかと感じがいいたします。その点について通産当局としてはどういうふうに理解をされ

ましようか。

○児玉(清)政府委員 お答え申し上げます。

これは業界にとりましては非常に重要な近代化計画でございしますので、御指摘のように労使が一体としてこれを受けとめる必要がございしますので、その作成過程におきまして労働組合代表に近代化審議会のメンバーに入つていただきまして、御意見等も十分お聞きし、織り込みながら計画の作成に当たつた。今後この運用に当たりましては、大体そういった精神を生かしながら私どももやっていきたい、このように考えております。

○清水委員 その点は十分に地方地域等に至るまで配慮を払われるように要望しておきたいと思ひます。

さて、次に法案に触れて若干の質問を重ねていきたいと思ひます。

とかくこの種の特許法人については事業の監査というものが必ずしも十分でない。悪い言葉で言えればおざなりにされるなどということが間々指摘をされます。とりわけ今日網紀の肅正といったようなことが強調をされている時期でもございします。が、法案によると、従来両事業団トータルをする三人の監事が置かれていたわけでありまして、これを整理をして二人、こういうことになるわけでありまして、この点果たして二人の監事でより膨大化される事業監査というものを的確に行うことができるかどうか、監事の職掌なり権限なりとの兼ね合ひで御説明を願ひたいと思ひます。

○左近政府委員 御指摘のとおり現在の両事業団の監事の数は合計三人ということにございします。が、今回一人減らしまして二名ということにいたしましたわけにございします。これは一つは行政改革の趣旨を踏まえたことではございしますが、しかし御指摘のように監事の業務というものは事業団において非常に重要な問題でございします。最近のいろいろな事例にかんがみましても、業務を監査するということを徹底してやらないと、事業団、公団というふうなものの運営が適正を欠くおそれがあるということは十分われわれも考えております。

この二人の監事によりまして円滑にしかも的確に業務の監査が行われるように、われわれといたしましていろいろな事業団に対してそういうやり方等々も今後指導してまいりたいと思ひます。したがういまして、われわれといたしましてはこの二名で十分やれると思ひますが、ただやり方についてはわれわれとしても十分今後もよく指導してまいりたいと思ひます。

○清水委員 この点はこれからの課題でありますから、また必要に応じて中間にも事業団の運営について事情を聴取したいということをお願いしておきますが、言われるとおり厳格に運営をしていただきたいと思ひます。

さてそこで、二十一条の一項の四号ということになりましようか、こういう文言が使われているわけですね。ずっと書かれておりました、三行目の下段の方で、「通商産業省令で定めるものの役員及び職員の養成及び研修並びに都道府県が行うことが困難な中小企業者及びその従業員の経営管理又は技術に関する研修を行うこと」というのは、先ほど言われた中小企業大学校等における研修を指すのですか。

○左近政府委員 御指摘のとおりでございします。が、実はこれにつきましては、従来は中小企業者自身に対するこういう各種の研修というのは主として府県が行うことになっておりました。ところが先ほど申しましたように、八〇年代を迎えまして中小企業の人材養成というものが非常に重要になってまいりました。したがういまして、統一的にしかも新しい方式でやる研修というのはなかなか府県ではやれないだろうということ、この中小企業大学校というところでやういこと、たとえば一週間とかあるいは四、五日とかいうふうな簡易な、しかも項目を限った研修は府県でも大いにやうていただくとございしますが、相当の長期の、たとえば現在考えておりますのは、後継者については一年間泊まり込みというふうな

研修をやることにしておりますし、それから一般の経営者についても毎月十日間を十カ月、十日間は泊まり込みでやるというふうな研修もやっております。そういうのは都道府県ではなかなかやれませんので、こういうものを大学校でやうていこう、こういう趣旨でございします。

○清水委員 そこで注文分でありまして、先ほどの質問に対する答弁を通じて、大学校と分校を東京と関西に置くだけでは非常に不十分である、要請にこたえられない、だから都道府県等の協力を求めて地方的にもやうていけるような調査等も進めていきたい、こういうことを言われているわけですが、ここに書かれていることを文字どおり受け取ると、何か都道府県で行うべき役割りというもの、何かを少し軽減をするような感じにならざるを得ないように思ひます。私は都道府県に対するこの種費用の助成等を含めて、従来の水準をむしろ高める、質的にも量的にも強化をする、そういう内容を持つものでなければ意味がないと思ひます。いかがですか。

○左近政府委員 先ほど調査ということ申しましたが、その調査の内容も実はこの問題もございまして、要するに都道府県の研修というものとどういう関連を持つようにすべきかということも考えたいと思ひております。そしてまたやり方も、そういう施設をつくるのがいいのがあるいはそういう研修の方式を大学校の方で考えて、機動的にそういう方式に従つて県が随時やるというふうな、移動教室的なものがあるのかという問題もあるわけでございします。ですから、そういう点も含めてこれから検討しまして県の役割りも十分活用する、それからまた県でやれないものを大学校がやうていく、その役目の分界をも含めた検討を進めていきたいと思ひております。

○清水委員 実は八十国会の本委員会で、小規模企業共済法の改正に当たつて附帯決議が行われております。その第二項に、「小規模企業共済事業団における共済加入者のための福利厚生施設の設置等について検討すること。」ということがある

わけでありませんが、これは今度提案をされている
二十一条の一項の七号、「共済契約者の教養のた
めの施設の設置及び運営を行うこと。」それと何
か関係があるのか、ないのですか。

○左近政府委員 まさにこの附帯決議の趣旨を生
かしまして今回その条項を加えたわけでございま
す。ただ、この附帯決議で言われたことと今回の
ことは若干文言が異なっておりますが、実はこの
中で教養の施設というのは、たとえば研修会とか
講演会とか展示会を行うための会場とか、あるい
は共済契約者の方のいろいろな会議をされる場合
の集会所というものを指しておるわけでございま
す。これがいろいろアンケー、等々で聞きますと、
小規模企業者でしかも小規模共済に加入してお
られる方々の御要望が一番強いわけでございま
す。したがっていまして、これをいれようとい
うことでございます。といひますのは、こうい
う加入者還元施設の設けるのも、やり方によつ
ては共済の会計の負担になつてはせつかくの共済
制度がかえつてうまくいかないという問題もござ
います。したがって、宿泊施設、保養施設とい
うようなものについてはもう少し検討しよう
じやないかということで、現在とりあえず御要望
も強いし、かつまた共済の還元という意味にお
いて負担についても問題のないと思われるものを
まず取り上げるといふことにいたしましたわけで
ございまして、今後残りの部分については検討を
続けていきたいということでございます。

よ、附帯決議の趣旨は。だから、長官の言われる
趣旨と私はちよつと違うように思うので、長官の
言われるような趣旨なら振興事業の中に包含し
て考えた方がよりベターじやないか、特定の者だ
けに利用してあつたら利用できないなんといふこ
とは、事業団の新しい事業推進の面から言うとい
かかと思つておるのですが、いかがですか。

○左近政府委員 教養施設と申ししても、何と
いいますか、中小企業大学校のような特定の研
修をやるといふようなものではございせん、む
しろ加入者の方々が利用していただけるような会
議場とか集会所、またその集会所を利用して加
入者の方々がいろいろな人の話を聞くといふよう
な施設でございまして、そういう意味においては
加入者の方々が気楽に利用していただける場所だ
といふことでございます。

そういうことでございまして、今後またこの
ようにこれを拡大していくかは検討課題にさせて
いただきます。とりあえず一番これが加入者
の要望も強いものでございまして、これから
入つていこうといふことでございまして。

○清水委員 次に、中小企業共済事業団の業務概
要に触れてちよつとお尋ねをいたしますが、小規
模企業共済の脱退状況について報告をされてお
りますが、これを見ますと、四十一年の設立以来五
十三年度までの脱退件数は約二十一万件、百五十一
万口、このうち共済金や解約金の支給されない脱
退が十萬六千件で七十五萬五千口、ちよつと半分
で七千件で約四十萬口、合算すると七五%余にな
つております。

私は、加入者が近年増大をしているといふ前向
きな状況は認めておりますが、一面でなぜこのよ
うな脱退者が多発するのか。特に脱退者の半数
に近い者が掛金を掛け捨てにするといふ形で脱退
をする、これは何かこの共済制度に魅力を感じな
い、魅力が乏しい、その辺からこうした傾向を生
んでいるのじやないかといふふうに思つておる
が、当局としてはどういふ反省をなすつておられ

か。
○廣瀬政府委員 お答えをいたします。

ただいま御指摘のございましたとおり、小規模
企業共済事業の加入に對しまして毎年脱退、解約
が続いてございまして。しかし、この数字は制度発
足以来ことしの一月までの加入者の総数が百八
件でございまして、これに對して二十一万件の脱
退者がございまして。この脱退者二十一万件の中
で、いわゆる小規模共済制度の恩恵に浴して、い
わば共済金を受領してやめる者と、そうではなく
て途中で解約する者があるわけでございまして。
いわゆる途中解約者なるべく少なくするといふ
ことは、五十二年の当委員会の附帯決議におき
ましても御指摘をいたされておるわけでございま
す。その後の事業団の努力によりましてこの比率
は年を追つて減少してきております。

その間に調べました経緯からいたしますと、掛
金の納付の仕方が、たとえて申しますと、現在で
は銀行の口座に對する自動振り込みといふものが
ふえておりますけれども、従来はそういうものは
比較的少なかったために掛け忘れがあつた。それ
が十二ヶ月を超えて掛け忘れといふような事態
がございまして、こういう十二ヶ月を超えて
掛金の滞納が行われますと、この法律に基づいて
これは解約事由になるわけでございまして。そ
ういったものが途中解約者の中で多数を占めていた
わけでございまして、そういう事態はだんだん改
善されてきております。

とりあえず数字についての御説明をさせていた
だきます。

○清水委員 改善をされておることは認めること
にやぶさかではありませんが、しかしいづれにし
てもいま私が挙げたようになお膨大な中途解約者
が出ておるわけですね。

それから、いま部長が言われるような、たとえ
ば掛け忘れのために脱退を余儀なくさせられるな
んといふことは、当事者にしてみればある面での
既得権益を失ふといふことにもつながるわけであ
る。だから、五十二年のあの附帯決議の精神から

言へば、掛け忘れなどという事態が仮に二、三
ヶ月か幾らか続くといふれば、当然何らかの形で通
知をして喚起を促す、そうしてその権利を引き続
き継続できるというような親切さがあつてしかる
べきなんじやないか。私は、そういう点で少し制
度の運用について冷たさといふか、不足の点があ
りはせぬか、これらについては急速に改善をして
もらわなければならぬといふふうに思つて。後
で意見を聞かせてもらいたい。

あわせてこの際、いま附帯決議のことを申し
ましたから申しますが、いわゆる還元融資なり共済
給付の改善なりといふものについて、附帯決議に
沿つた形で具体的にどのよう改善されてきてい
るか、お聞かせいただきたい。

○廣瀬政府委員 第一の御質問に對してござ
います。掛け忘れのために解約になる、こういう
不幸な事態を防ぐといふ意味で、事業団といたし
ましてすでに四十七年度から掛金の滞納者に対
する注意喚起策を、これは一年に四回でござい
ますが実施してきております。また、四十七年の九
月からは掛金の口座振り込み制を採用してその普
及に努めておるところでございまして。数字で申
しますと、小規模企業共済契約者の在籍者数に對
する口座振り込み利用者の件数をパーセントで申
しますと、五十年では一六%強でございまして、そ
れが順次ふえてまいりまして、五十一年度には二
一%、五十二年度には三〇%、五十三年度には三
二・九%、五十四年、最近時点におきましては三
八・四%、このように増加してきております。こ
ういふ努力も重なりまして、途中解約者の比率は
年を追つて減少を続けております。これが第一の
御質問に對するお答えでございます。

二つ目でございますが、還元融資につきま
しては御承知のとおり二通りの制度がございまして。第
一番目が契約者貸し付け制度でございまして。これ
は共済加入者に対する掛金積立額の範囲内での即日
融資制度といふものでございまして、四十八年
度から実施を続けております。ちなみにその利用
実績は、五十三年度で見ますと件数で二萬二千件、

金額で申しますと六十三億五千万円でござい
ます。また、五十四年度、最近時点までの実績は、
件数で二万五千件強、貸付金額では八十六億七千
万円でございいます。

もう一つの還元融資の方法は、小規模企業共済
預託融資制度でございいます。これは事業団が金融
機関へ預託した資金を原資とする共済加入者への
都道府県の融資制度でございまして、五十二年度
から実施をしております。この実績は……(清
水委員「わかります、ここにありませんから」と呼
ぶ)よろしゅうございいますか。このように二つの
制度がございまして、それが年を追ってますます
利用されている、こういう状況でございいます。

○清水委員 そこで、いま都道府県を通じて実施
をされている方の制度、この一覧表を見ると、た
とえば奈良県の場合がぬきんでて融資額等が高い
わけですね。これは何か特別な事情があるわけ
ですか。

○廣瀬政府委員 五十二年度から実施された制度
でございまして、また最近時点におきましては二
十四の県で実施をされております。それで、各県
によりましてそれぞれ浸透度と申しますか、力の
入れ方に多少の差がございまして、大いに努力を
している県ではその利用度が非常に高い、こうい
う事情かと承知しております。

○清水委員 これは加入者にとってみれば一つの
魅力ある還元融資制度のはずですから、県によっ
ては力を入れているが、県によっては入れてない、
大半は全く実施してないのがあるわけですから、
そういう不均衡の起こらないように、やはりせつ
かのか、言ってみれば加入者へのいわば恩典、特
典とも言ふべき制度ですから、これは通産として
も積極的に、しかも全体的に実施を求め、その業
績を高めるということに少し努力をしたらどうか
と思ひますが、何か具体策がありますか。

○廣瀬政府委員 お答え申し上げます。
五十三年度では二十二県実施されておりま
す。五十四年度は先ほど御説明しましたとおり二
十四県にふえております。私もといたしまして

は、こういう制度が各県で実施されますように今
後とも努力をしていきたいと思ひますが、まずこ
の小規模企業共済預託融資制度そのもののPR等
に努めて、各県の御了解を得ながら拡充してい
きたい、このように考えております。

○清水委員 最後に倒産防止共済制度、これは別
途法案が用意をされているものですから、ここで
やってしまふとそのときに差し支えがあるので割
愛をしたいと思いますけれども、ただ一点だけど
うしてもただしておかざるを得ないというのがあ
る。

これは五十三年度から制度が発足を見ているわ
けですけれども、当初、初年度である五十三年度
中に十万件の加入を見込む、こういうことで出発
をし、政府も目玉商品として大々的に宣伝をする
はずであつたと思ひますけれども、周知徹底
を期されたかどうか知りませんが、いざいざし
ても一万六千件しか加入を見ていない。これは
余りにもひど過ぎるんじゃないか、こういうふう
に思ふのですが、その後たとえばどのように改善
をされ、どのように加入がふえてきているのか、
お聞かせいただきたいと思ひます。

○左近政府委員 倒産防止共済制度の発足時の見
込みが大幅に下回りましたことはわれわれも大変
残念に存じております。やはりPRが行き届かなか
つたというふうな点もございいますので、その後
PRに懸命に努力をいたしまして、現在では二万
件をやや超えるというところまで契約件数が伸び
てきたわけですが、もう一つの問題とし
て、やはりこの制度が発足当初でございましての
で、中小企業の方々に、たとえばもう少し貸付金
額をふやしてほしいとかいろいろなことござい
まして、そういう点が中小企業の方にも少し制
度がよくならないというふうなお気持ちがあつ
たようにわれわれは考えております。したがいま
して、実はこの法律としては五年ごとに見直すとい
う制度でございまして、五五年ごとに見直すとい
う以上のような反省から、改正すべきことは
早く改正しようということになりまして、昨年の

秋以降いろいろ検討いたしましたして、今回改正案を
まとめて御提案をした次第でございいます。したが
いましてこのPRを強化するとともに、やはり制
度を改めるといふことがこの契約件数をふやす最
大の道であるといふふうに考えておりますので、
この改正案をひとつ御審議願ひまして、それに
よつてさらに契約をふやすといふふうな形にわれ
われも努力をさせていたきたいといふふうに考
えておるわけでございます。

○清水委員 終わります。
○塩川委員長 これにて清水勇君の質疑は終了い
たしました。
午後一時から再開することとし、この際、暫時
休憩いたします。
午前十一時五十九分休憩

午後一時二分開議

○中島(源)委員長代理 休憩前に引き続き會議
を開きます。

質疑を続行いたします。中川嘉美君。

○中川(嘉)委員 私は、本法案に関連をしまし
て、まず基本的な点について伺つてまいりたいと
思ひます。

すでに類似の御質問があつたかと思ひますけれ
ども、本法案は振興事業団と共済事業団、いわゆ
る性格の異なつたものを中小企業事業団という形
に統合をするわけですが、今回の統合につ
いて、その根拠が不明確な点が多々あるようにも
思われるわけですが、性格の異なる事業団の統合に
よつて今後各事業運営に支障が出てくるおそれ
ないのかどうか、また統合におけるメリットとし
ては、それではどのようなものが考えられるか、
お答えをいただきたいと思ひます。

○佐々木国務大臣 この法案が誕生するまでの経
過につきましても、お話のように一面では行政機
構改革の問題がございまして、新しくエネルギー
総合開発機構というものをつくらなければいか
ぬ、そのためにはそれにふさわしい一つの行政改

革というものを裏面で遂行しなければいかぬとい
う二つの問題がございまして、その産物として生
まれたのがこの両機関の統合案であることは事実
でございいます。しかし、それではこの二つの機関
が統合してより悪くなるかと申しますと、そうで
はなく、いろいろ検討してみますと、かえつて両
方が一本になつて中小企業事業団といふふう
にしくりした方が両機関の知能の交換ももっとス
ムーズにいくでしようし、あるいは情報交換等も
いままですらにございます。あるいは従来の両機関
で持ち得なかつたような、統合すればそれだけ強
さを持つわけですから、いろいろな新しい任務も
与えるといふふうなことを考えますと、一つの中
小企業対策の新しいスタートとしても大変充実し
たものを考えるのではないかと、またそのように
育てるべきではないかといふふうに思ひ直してみ
ますと、なるほどそれもさうだといふことででき
たのがこの案でございいます。

○中川(嘉)委員 過日発表になりました産構審
の「八〇年代の通産産業政策」、この答申の中で、
中小企業政策に関しては活力ある中小企業の育成
といふことが述べられていたわけですが、今後、
この活力ある中小企業の育成といふものは当然最
重要課題であることは間違いないと思ひます。け
れども、今回のように性格の異なる事業団を統合
することによつて、中小企業の育成にむしろ支障
を来しはしないかと思ひます。そういう懸念が
実はあるわけですが、こういふ育成にむ
しろ支障を来しはしないかという立場、この観点
から今回の統合について不安な要素がないのかど
うか。いまお答えをいただいた不安が考えられるな
らば、率直にいま伺つておきたいと思ひます。
○左近政府委員 産構審の八〇年代の通産政策、
ビジョンの中の活力ある中小企業の育成というこ
とでございいます。われわれといたしましてはこの
目標に向かって努力をいたしたいと思ひますが、し
かりその中心は中小企業の自主性を生かし、し
かしながらまた中小企業として大企業に比べて、

いろいろ比較的に大企業に対して補充しなければいけない点があるということから、その自主的な中小企業を守り育てていくというのがこの中小企業政策の目標であるということでございます。

そういう点から考えますと、この振興事業団と共済事業団を一体化いたしまして、中小企業政策の主要部を一体的な見地から実施していくということはプラスになるだろうと考えております。ことにこれからは単に設備等々を大きくするというのを助成するだけではなくて、いわゆるソフトな経営資源を充実していくというふうなことで、技術開発力とか商品開発力あるいは人材養成ということに重点を置くということになりますと、この事業団のそういうふうな対策がこれから生きてくると思えますし、従来やっております高度化事業とそれから共済事業とを一体的に運営をして、中小企業者に対して積極的に行動できるように処理をいたしたいと思っております。

ただ、御指摘のありましたように、両事業団を一体化する過程におきまして、過渡的にはいろいろまた問題点も出てまいらると思えますので、それを、この法案を通していただきますれば直ちに検討に入りまして、極力早い期間にこの過渡的な混乱を避けていくことを実施してまいりたいと思えますので、この統合が完成した際には、活力ある中小企業の育成にこの事業団が大いに役立つだろうとわれわれは期待をしておりますし、また、そういうふうにより実現すべく努力をいたしてまいりたいと思っております。

○中川(嘉)委員 法案を通してからそういう問題点の是正に努めるといふ、そういうことであると本当は順序が違ふわけなんです、いまの御答弁の中にあるその努力をしていくという姿勢というものは当然なければならぬし、そういう点の解消というところに事前にぜひ取り組みを見せたい、こういうふうな思いがあります。

行政改革の一環として統合されたのであれば、どういふ点でこの行政改革がなされたとするのか、やはりここが一番大事な点だと思いますが、

法人数としては減っているかに見えても実態を見ると職員数等は変わらない、水ぶくれの状態になつていふんじゃないかというふうな考えられるわけですが、こういった点はどうか。

○左近政府委員 行政改革という線に沿って両事業団を統合したわけですが、さしあたりは役員の数を三人減員したということでございます。

なお、職員につきましても、統合した結果いろいろな合理化が可能でございますが、御案内のとおり中小企業政策というのは毎年新しいものを積み重ねていかなければならないということであられる努力をいたしております。五十五年度も幾つかの新政策を実施したわけでございまして、そういうときに従来以上に合理的に人材を活用できるといふ意味において、もし統合しなければもつと人材が要つたであらうものを極力抑えることができるということとは大きなメリットではないかと思ひます。

さらに、そういう節約効果だけでなく、先ほどから申し上げておりますように政策を一体的に実施するという面から、政策効果としては非常に大きく向上するのではないかとこのことをわれわれは考えているわけでございします。

○中川(嘉)委員 いずれにしても統合におけるデメリットについては最小限にとどめなければならぬし、またメリットは最大限に發揮できるような効率的な運用がなされなければならないと思ひます。

そこで、事業団の効率的な運用についてはどのような具体策を講じようとしておられるのか、この点はいかがでございますか。

○左近政府委員 従来両事業団がそれぞれの業務をやっておつたわけでございしますが、事業団が統合することに伴ひまして、事業団の機構もやはり統合しました形に沿つて統一した運用を図るといふことでございしますが、一つ効果が上がるというふうな考えておりますのは、両事業団が従来の事業によつて持つております経験なり情報というものを相互に交流できる。そしてまたそれぞれの対象の中小企業者にそれぞれの新しく得られた情報を提供できるということでございます。そういう点で実は現在も両事業団と中小企業庁がそれぞれ委員を出し合ひまして、統合後統一的にやるにはどうしたらいいかということを検討しております。この検討を重ねまして、統合の時期までにそういう一体的運用の実体を固めていきたいというふうな考えておりますし、現実として今後事業団発足後も現在入つておる事務所を一つにするとか、いろいろな形の上でも一体化するような努力も続けてまいりますし、その組織の運用についても一体的に運用できるように努力をしていきたいというふうな考えておるわけでございします。

○中川(嘉)委員 それでは次に振興事業団の行つてゐる高度化事業について一、二点伺いたいと思ひます。

一般高度化事業の中で、五十二年と五十三年度、この二年間において高度化資金助成の実績というものが新規貸付先数でゼロというのがあるわけですが、たとへて言えば、貨物自動車ターミナル等集団化事業、これがゼロ、ゼロになつていまして、それから計算事務共同化事業、さらには小売商業店舗共同利用事業、この辺を見てみると、五十二年、五十三年度それぞれゼロになつてゐる。こういうことが言えるわけですが、このように実績ゼロということになつた原因は一体どこにあるのか、明らかにしていただきたいと思ひます。

○中澤政府委員 お答え申し上げます。

先生ただいま御指摘の事業区分の事業につきましては、おおむね近年創設されたものでございまして、このために、主たる原因といたしましては事業の計画あるいは事業者間の打ち合わせという段階がある程度の期間かかるものでございまして、まだ実績としては貸し付けに浮かび上がつてこないということが主たる理由かと思ひます。

○中川(嘉)委員 いま計画の面とか打ち合わせの面が御答弁の中に出てきて、そういうことのために時間がかかるんだということですから、

も、私は、高度化事業の助成要件、こういったものが厳し過ぎるの何となくも一要因となつてゐるのじゃないかと思ひます。また、それでは高度化事業の助成に關して、中小企業者の申請から実際に貸し付けが行われるまでの期間が平均してどのくらいであるのか、これが第一点です。

さらに高度化資金の助成は低利融資が行われていること等から見て、安易な融資を行うことは戒めなければならぬことは当然でございますけれども、要するに中小企業者が融資の申請をしてからなるべく早くこの貸し付けを行うことができれば、事務処理の簡素化などが当然必要ではないか、このように考えますが、この点もあわせて御答弁をいただきたいと思ひます。

○中澤政府委員 高度化事業の手続問題についての御質問だと承知いたしますけれども、高度化事業につきましましては、先生御承知のとおり中小企業者が組合組織を結成いたしました事業の共同化あるいは集団化を図つて経営の近代化を進めていくということでございます。ただいま御指摘のとおり、そのために長期、有利の設備資金を貸し付けるといふことが制度の根幹でございます。したがひまして、高度化事業の計画作成の段階で事業団、それから都道府県が組合を構成してあります中小企業者と十分に計画を練り上げてまして、討議を重ねながら組合員全員が納得のいく計画をつくつていくということが非常に大事なわけでございします。したがひまして、その計画の診断、指導あるいは審査の段階で相当の長期間を要することを得ないのじやないかと考えておるわけでございしますが、審査期間等は六ヶ月でございますけれども、診断、指導その他の準備期間を含めまして、一年半から二年程度の期間が必要であるというのが実態でございます。しかしながら、参加する中小企業者の側面からいいますと、当然むだな手続とかあるいはなるべく早く資金を貸し付けてほしいという御要望があるのも当然でございますので、その両者の兼ね合いを図りながら貸し付けの審査

期間をなるべく合理的なものにしていくという努力は今後とも続けていく必要があるというふうに考えております。

○中川(嘉)委員 この事務処理の簡素化という問題ですけれども、いまの御答弁でいいのですが、それでは現在この事務処理の簡素化について、何か具体的にこのように持っていくべきであるというような案があるのかどうか、この簡素化ということに對してもう少し具体的にお答えをいただきたいと思ひます。

○中澤政府委員 個別の高度化事業はそれぞれ事業の区分によりましていろいろ性格が違います。しかしながら、要は県の指導員等と、診断に当たる方等と事業団と組合との連携プレーを円滑にするということだと思ひますので、県と事業団あるいは中小企業庁当局との間でなるべく頻りに連絡会を開くことによりまして、手続がスムーズに進むように努力しておるところでございます。

○中川(嘉)委員 お答えをあれして言葉じりを云々はいたしませんけれども、その連絡会を頻りに行うこともそれは大事です。確かに、考えようによつてはそのことによつてかえつて時間を食つてしまう場合もあるでしょうから、そういう点も考えると、先ほど来言つておられる事務処理の簡素化ということなんですから、先ほど御答弁にありましたけれども、もっと合理的な具体策を緊急に講じていくことの方が大事ではないか。打ち合わせも結構ですけども、もっと事務的な処理というものの、どういふふうにあるべきか、どのようにすればもっと簡素化できるのかということが一番の焦点ではないかと私は思ひますので、その目標に沿つて十分御努力をいただきたいと思ひます。

また、この小売商業店舗共同利用事業、これは創設されて間もないといひましても五十二年度の創設であるわけですが、発足して二年たつてゼロというの、これはやはりおかしいと思ひますね。これに限らず利用件数が少ないというところは、何がネックとなつて中小企業者が利用しようと思つても利用できないのではないだろうか。いずれにしても資金助成の弾力的な運用あるいは審査期間の短縮、こういったものが必要ではないかと考えますけれども、いま一度御答弁をいただきたいと思ひます。

また一般論をいたしましては、先生御指摘のようにならざるを得ないという点もございまして、この事業につきましても、特に計画の作成段階あるいは店舗の建設、資金の借入れというふうな事務につかましましては、県におきまして公社あるいは市がこれを代行いたしまして、参加する零細な中小企業者の事務負担が起きないというふうな特別の措置も講じております。

また資金的な負担につきましても、特にこの事業につきましても、融資比率を通常の六五〇という原則の例外をいたしまして、融資比率九〇〇、しかも償還期間も十五年というふうな長期の制度にするというふうな工夫もいたしまして、この制度がうまく進むように措置しておるところでございます。

○中川(嘉)委員 この資金助成の弾力的な運用と審査期間の短縮ということについて、これは当然必要なことだと思ひます。この審査期間の短縮そのものはどうですか。

○中澤政府委員 小売商業の共同化の場合には、制度の運用をいたしまして極力審査期間を短くするように努力しておりますし、一般的にも先ほど先生御指摘の御趣旨に沿ひまして、審査期間につきましましてはむだを省くというふうな努力したいと思ひます。

○中川(嘉)委員 各対象事業に對する事業団及び都道府県の融資割合というものがありませんか。

これを見てみましてもかなりのばらつきが見受けられるわけですが、これはどういふ理由でそういうふうになつてゐるのか。事業団だけで見ても、まずと、工場等集約化事業が四二、工場共同利用事業が六〇、事業転換合同事業が五一、七、特別広域高度化事業が七〇、それから高度化事業用地、これが一〇〇、四〇〇、五〇〇、六〇〇、七〇〇、八〇〇、九〇〇、一〇〇〇、こういうふうな非常にばらつきが見受けられるわけですが、また、地方財政の厳しい状況等を勘案した上で、この都道府県の負担割合の軽減とかあるいは事業団の負担割合の拡大、こういったものの、この融資割合ということについても今後十分検討していく必要があるんじゃないかと思ひますけれども、先ほど伺つたこのばらつきの問題とあわせて、いまこの融資割合の問題についてもお答えをいただきたいと思ひます。

都道府県の負担割合を同一にしておるわけでございしますけれども、毎年のようにその事業区分ごとに必要に応じて負担割合を高めますと申しますか、融資比率を高めますというところで努力してゐるわけでございまして、五十五年度につきましては特に総事業費が三十億円以上の集約化事業につきましては、構造改善等高度化事業ということでも国の負担割合を高めますというところをしております。また、今後ともそのような原則で制度の改善に努めていくというふうな考えをしております。

高度化事業の融資割合と申しますか、国と都道府県の負担割合のばらつきの問題でございします。これは幾つかの理由がございします。

一つの問題は、たとえば小規模企業者を中心とする高度化事業という場合には、その企業者の負担の困難性、負担能力の点に着目いたしまして、国等の助成割合を高めますという場合がございします。また、公害防止その他国または社会的な要請から特に政策的にこれを急速に進めなければいかぬという場合には、政策誘導手段をいたしまして負担割合を高めますという場合もございします。また、特に広域のプロジェクトあるいは大規模のプロジェクトにつきまして、負担割合を高めますことによりまして政策を推進する。要するに政策的な観点から個別の事業区分ごとにその負担割合を高めますという方向で従来負担割合を決定しておりますので、結果的に横に並べて見ますとばらつきが見られるというふうになつておるわけでございします。

一般的には国と都道府県が一体として進めていくということで、一般原則をいたしましては国と都道府県の負担割合を同一にしておるわけでございしますけれども、現行の融資期間につきましても、高度化事業の性格に着目いたしまして十五年程度の長期の償還期間あるいは相当期間の据置きを置くという形で、通常の貸付制度としてはきつめて有利な制度に一般化になつてゐるというふうな考えをしております。また、たとえば本年からは間接的な近代化事業につきまして、都市近郊の実態に際しましてこれを制度化するというところも考えておりますし、融資条件あるいは融資比率の点も含めまして今後とも努力をしていきたい、かように考えております。

○中川(嘉)委員 いま五十五年度において間接的な近代化事業が創設されることになつてゐる。これが御答弁に出てまいりましたけれども、この具体的な内容はそれではどういふものであるか、これに對する融資比率というものは六五〇というところになつてゐますけれども、これはさらに上げる

必要はないのかどうか、国と県がどういうふうになつてゐるのか、この辺はいかがでしようか。

○中澤政府委員 問屋街近代化事業の事業内容でございませうけれども、最近におきまして都市近郊の小規模な小売業者に卸してまいります小口卸を伴ひます問屋街につきましては、都市化の進展に伴ひまして店舗でございましてとか道路問題というのが非常に狭隘化してくるといふ事情がござい

ます。また、駐車場が非常に用地難で卸売の機能自体が問題になる、将来の発展がこのままではどういふ望めないというふうな例が出てまいりました。また、その一面といたしまして、集積してあります問屋街はそれぞれが非常に小規模の問屋でございまして、新しく郊外の土地に移転するというのが非常にむずかしいという実態にござい

ます。こういう側面に対応するために新しい制度として問屋街の近代化事業が発足するわけでござ

いますけれども、都市内におきまして同じ場所におきまして店舗を改造いたしまして、あるいは倉庫とか配送の施設を共同化いたしまして、これによりましてその問屋街自体が生まれ変わると申しま

すか、近代化を進めるといふことを制度の根幹にしておるわけでございませう。

融資比率につきましては、新しい事業でもございまして六五%、金利を二・七%、償還期間を十五年といういわゆる一般的な制度で発足するわけでございませう。国と県との融資割合でござい

ますが、国が四二%、県が三三%ということ、六五%の融資比率を維持するといふふうに考えております。

○中川(嘉)委員 次に、中小企業倒産防止共済における掛金積み立て総額と共済金貸し付け総額の収支状況がどういふふうになつてゐるのか、その内容でございませう。

続けて伺つてしまひますが、倒産防止共済とあるいは小規模企業共済の各業務について、区分管理が行われるとこととすけれども、倒産防止共済については、今後かなりこの掛金積み立てが行われないうと収支が赤字となる懸念もあ

るのではないかと懸念をいたしますけれども、この点はどうか。また、各業務間における資金の融通についてどのような基準に基づいて行つたのか、これらの点についてお答えをいただきたいと思ひます。

○廣瀬政府委員 お答え申し上げます。

まず、最初の倒産防止共済制度についての今日までの実績でございませうが、五十三年四月以降本年一月までの実績を見ますと、掛金等の総収入額は一月末現在で先生御指摘のとおりでございませう。また貸付額も一月末現在で御指摘の数字でございませう。この貸付金は五年間でいづれ返済されるものでございませう。しかしながら、現状のようにな加入状況あるいは貸し付け状況が続くといひますと、貸し付けの残高が掛金等の収入額を上回ることになるわけでございませう。したがひまして、倒産防止共済以外からの外部資金を導入する必要が出てくることは御指摘のとおりでございませう。

ただいまの見通しですと、ことしの六月いっぱいまでぐらひは掛金等の収入で貸付金は間に合うと考へておりますけれども、それ以降若干の期間は外部からの借り入れが必要と見てゐるわけでございませう。制度の前提といたしましては、借り入れ先としては市中金融機関、それから財政投融资資金、それから小規模企業共済勘定などが考えられるわけでございませうが、この際借り入れに際しての基本的な方針といたしましては、必要な都度必要額が迅速に借りられること、また共済制度の趣旨からいたしまして低金利で借りられることが条件になるかと思ひます。

なお三つの区分管理におきまして、小規模企業共済とそれから振興勘定とございませうが、小規模企業共済勘定につきましては、昨日来の御質問にもありましたが、現在三千億近い掛金の収入がございませうので、外部からの借り入れをする必要はないものかと考へております。

なお、倒産防止共済勘定が外部からの資金を借ります場合に、民間金融機関等の金を借りるといふ場合とそれから三つの勘定間、つまり残りの二つの勘定から借りるといふ可能性もございませう

て、法律ではその制度を予定してゐるわけでございませうけれども、立案の趣旨といたしましては、勘定間の貸し借りは貸し付けの形をとることになります。当然のことではございませうけれども一定の金利をちよだいすることになるわけでございませう。さらに倒産防止共済勘定が、たとへて申し

ますと小規模企業共済勘定から借り入れをいたします場合におきましては、法律の二十七条第二項におきまして、小規模企業共済の方の資産の安全性を確保する、また資産の効率的な運用を損なわない、こういう配慮は必要でございませうので、その旨の配慮規定を置いておる次第でございませう。

○中川(嘉)委員 ちよつといひ、確認しますけれども、冒頭に伺つた掛金積み立て総額と貸し付け総額の金額がちよつと明確ではなかつたので、もう一回言つてくだされう。

○廣瀬政府委員 お答えいたします。

先ほどの先生御指摘の数字は一月末と私御答弁しましたが、二月末の実績で申しますと掛金等総収入額は百三十四億三千二百六十万円でございませう。また貸付額は二月末で百十二億八千三百五十三万円でございませう。

○中川(嘉)委員 次に、小規模企業共済預託制度、これについて伺ひますけれども、現在この制度を実施してゐるのは何県ぐらひか。現在では過半数に満たない県しか実施してゐないようだけれども、その原因はどこにあるのか、事業団資金は県の要請に見合うだけ十分あるのかどうか、この辺はいかがでございませう。

(中島源)委員長代理退席、委員長着席

○廣瀬政府委員 この小規模企業共済預託融資制度は五十二年度からスタートしたものでございませう。五十二年におきましては十六県で実施されまして、それから五十三年度に入りましては若干増加いたしまして二十二県、五十四年度、現時点では二十四県がこの制度を採用、実施してゐるものでございませう。五十五年度の数字につきましてはまだ確定はしておりませんが、未実施の都道府県について極力その実施を拡大するよ

うに要請を行つていく考え方でございませう。また、事業団からの金融機関への資金の預託は全体として十分確保可能でございまして、毎年各県と協議を行い、加入者の借り入れ需要に応じられるよう配慮してあり、不足が生ずることがないようになつてまいりたいと思ひます。

○中川(嘉)委員 次に、工場等の集団化事業によつて、いわゆる工場団地が今日各地につくられてゐるわけでございませうけれども、ところが最近、工業地域とかあるいは準工業地域ですね、こういった工場地域への住宅の進出、これによつて中小企業と住民との間で問題が生じてゐると言われております。東京商工会議所のいわゆる工場地域の立地環境と住宅進出に関する中小工業者意識調査というのがありますけれども、これによりますと、工場周辺地域に近接して住宅進出が見られたり、あるいはその動向があるとするものが六割近くを占めてゐる、約六〇%ですね。また最近の傾向として、工場移転跡地などにおけるマンション建設など、こういった住宅進出例、これがあつたとするものが六八・五%、かなり高いわけですね。これらの点について政府としては現状の把握というものをどのように行つておられるのか、お答えをいた

きたいと思ひます。

○中澤政府委員 私から工場等の集団化事業とマンション建設等に伴ひます住民とのトラブルとの関係についてお答えしたいと思つてございませうが、当然のことながら、高度化計画作成の段階におきましてそのような地元の実情を十分に把握いたしまして、計画の実施を円滑に進めるといふことは当然なことだと思ひます。したがひまして、要は事前の話し合いの段階で地元の住民の要望と申しますか、了解を図つていくといふことを、計画作成の段階あるいは診断、指導の段階で図つていかなければいけないといふふうな考へておるわけでございませうが、このような問題も意識いたしまして、新年度、五十五年度におきましては工場等の集団化事業の中で地域環境保全の施設、たとえば公園でございませうとかあるいは緑地等をその

事業の一環に含めまして、その取得事業につきましましては特定高度化事業の対象ということにいたしまして無利子融資の対象にするというふうな制度の改善をするということによりまして、そのような環境的設備が高度化事業の一環に取り込みやすいように工夫をしておるところでございます。

なお、住民とのトラブル等々統計的な把握等につきましましては、関係各省とも協力をして、十分実態を調査あるいは把握していくということは当然かと思ひます。

○中川(嘉)委員 この問題は今後さらに拡大する傾向も見受けられるわけですから、立地政策の確立とかあるいは法的規制措置の必要性というものを訴える声も非常に現実にあるわけですから、なかなか簡単に片づく問題ではないと思ひます。政府としては住工混在というこの姿、これについて今後どのような基本的な考えの上で立つて検討をされるか、この点についてできれば大臣にお答えをいただければと思ひます。私は、やはりこういった重要な問題については、先ほども答弁にあつたように関係各省庁と連携をよくとつて十分に検討すべきじゃないかと思ひますけれども、この点についての御見解を伺いたしたいと思います。

○佐々木国務大臣 お説のように、各省との連携を密にして進めたいと思ひます。

○中川(嘉)委員 次に、情報センター関係の問題について、三伺いたいと思ひますが、中小企業は大企業に比べて情報収集力というものが劣っていることは言うまでもないわけで、この面からも厳しい経営環境にあるということが言えると思ひます。そこで、中小企業振興事業団としては、いままで中小企業に対する情報提供というものをどのように行つてきたのか、まずこの点について伺いたしたいと思います。

○植田政府委員 情報の収集問題がこれからの中小企業にとりまして大変重要なことは御指摘のとおりでございます。情報にもたくさんございまして、たとえば一般経済情報等につきましましては中央官庁とかあるいは金融機関等から情報を収集す

る、あるいは海外情報等につきましましてはジェットロとかアジア経済研究所とかというふうなところを活用すること、さらにまた、技術とかデザイン情報等につきましましては科学技術情報センターでございまして産業デザイン振興会等でございますとか、こういった各方面のいろいろな機関から情報を集めまして各関係方面に流しているわけでございます。

また、こういった集める情報のほかに、事業団みずから必要に応じて調査等もしております、たとえば需要動向でございましてか業種別動向でございましてとか、そういったようなものも調査により集めまして、それを各方面に提供している、こういうふうなことで情報の活動を行つております。

○中川(嘉)委員 中小企業情報センターの役割りは今後ますます重要になってくることは言うまでもないと思ひます。それとともに、地域情報センターも充実していかなければならないのじゃないか。そこで、この地域情報センターの現状はどうなつてゐるのか、たとえば何力所くらい設置してあるのか、国からの補助の状況はどのようなものか、この辺を伺いたしたいと思います。

○植田政府委員 先ほど申しました振興事業団からの情報を地方に送らなければいけないわけでございまして、そのネットワークの拠点といたしまして地域情報センターというものの設置を促進しております。これにつきましては五十四年度から私ども補助金も出しておりますが、五十四年度におきましては十二カ所に対して補助をし、五十五年度、ただいま国会の方で御審議いただいております予算におきましては新たに新規十一カ所を予定しております。

○中川(嘉)委員 この地域情報センターの充実というものがますます重要になってくるということはいまも申し上げたとおりなんですが、地域情報センターが全県に配置されてないのが実態であるわけですね。そこで今後の全県配置、これについてはどのように行つていかれるか。ただ、財政

事情の苦しい地方自治体に負担をかけ過ぎることになつてしまつてしまつてしまつてしまつて、国としては地域情報センターへの補助というものを今後将来にわたつてどのように進めていくのか。また中央センターの中における専門家の育成、情報の蓄積など今後どう取り組んでいくのか。これらの点について、三つにまたがりますけれどもお答えをいただきたいと思ひます。

○植田政府委員 地域のセンターにつきましては今後とも引き続き助成いたしまして、最終的には全国ベースのネットワークができるようにいたしたいというふうに考えております。

それから助成の点でございますが、これは五十四年度から助成しております、今後も続けていきたいと思つております。たとえばファクシミリ等の初度備品費でございまして、あるいは資料の購入費、あるいはまたニュースの発行費等々につきましまして助成をしていきたいというふうに考えております。

なお、お尋ねの職員の育成でございますが、これにつきましましては情報担当者の資質の向上を図るということが大切でございまして、振興事業団におきまして情報収集とか情報提供の方法等に関する研修を実施しております、こういった地方の情報センターの職員につきましても研修を行つております。これは今後ともますます充実していきたいというふうに考えております。

○中川(嘉)委員 現在は各種の情報というものが大変に入り乱れてゐるわけで、これらの中から中小企業のニーズに見合った情報を提供することには大変むずかしいことは言つても、重要なことではないかと思ひます。また、各地域に見合った情報というものをどう提供するかという問題であらうと思ひますけれども、これらの情報の多様化に対してはそれじやどのように対処されるのか、この点はいかがでしようか。

○植田政府委員 情報につきましましては、これからますます複雑な情報が必要されるわけでございまして、もちろんユーザーのニーズに合ったものを

提供しなければならぬ、そういうことでございまして、そういった観点に立ちまして、ただいま振興事業団におきましては、たとえば都道府県とか中小企業の関係団体の職員等から、モニターといつたしましていろいろな情報をキャッチするといふふうなこと、あるいはまた全国的に情報の推進研究会というものを設置いたしまして、ブロック別あるいは全国別に連絡会等を開きましてその辺のニーズを獲得するように努めております。さらに情報のニーズの調査ということも実施しております、助成をいたしまして、たとえば各県段階におきましてそれぞれの県で情報の活用の実態調査でございまして、あるいはニーズ調査というふうなものを行つております。そういう中から、現実に現場の中小企業がどういった情報のニーズを感じてゐるかということいろいろな角度から調査、あるいはまたお互いに話し合いの中から検討いたしまして、そういったものから出てくるニーズを踏まえた情報を収集し、かつ分析いたしまして提供するよう努めてゐるところでございまして。

○中川(嘉)委員 今後、中小企業が海外へ進出していく機会というものが増大していきと思ひますけれども、海外情報入手について中小企業は非常に困難なことも多いわけで、この中小企業の海外進出のネックというものを解消することがいままを請をされておるのじゃないかと思ひます。事業団においては、海外情報の収集また提供体制について今後どう強化しようとしておられるのか、具体的なところをひとつお聞かせいただきたいと思ひます。

○植田政府委員 御指摘のようにこれからますます国際化の中に入つていくわけでございまして、海外情報の収集ということが非常に重要なことだと思つております。

現在、振興事業団におきましては海外情報の収集専門機関、たとえばジェットロでございまして、アジア経済研究所あるいは世界経済情報サービス機関等と提携いたしまして、こういったところに

つきましては、いわゆる会員として加入いたしました。そういった形で提携いたしました。一般海外情報提供を受けているというふうな形になっております。こういったものを事業団において整理いたしました。それをたとえば目録化するというふうな形をとっております。あるいはまた海外の科学技術関係の情報につきましては、日本科学技術情報センターと提携いたしました。その提供を受けた情報を抄録、カード化すると、その他デザイン関係の情報等も重要でございますので、そういったものにつきましては、財団法人の日本産業デザイン振興会と提携いたしております。そういったようないろいろな方面との提携を踏まえまして情報を収集しているというところでございまして、こういった情報が都道府県の担当部局でございまして、また地方のセンター等に配付されまして、そういったところからさらに各中小企業者に流れるということになっております。

今後は、現地の事情の委託調査等も予算化してやっていきたいというふうに考えておりました。たとえばジェットロケット等に持っております情報を収集することは先ほど申し上げたところでございますが、さらに必要に応じてテーマあるいは業種等を指定いたしまして、現地事情の委託調査を積極的に行っていくというふうな方向にも行きます。一層の充実を図っていききたいというふうに考えております。

○中川(嘉)委員 中小企業の海外進出というのをいい意味で助けるという立場から、海外情報の収集あるいは提供体制、こういったことの強化に努めていただきたいと思っております。

さらに、技術面についての御答弁もあつたわけですが、技術面の情報またはアドバイスというものが大変重要なことなので、実は五十五年度から技術アドバイザー制度が創設されますけれども、いつからスタートするのか、内容については具体的にどんなものか、また都道府県側の反応あるいは同制度への対応状況、こういったものはどうなっているのか、これらの点についてお答えをい

ただきたいと思っております。

○植田政府委員 お尋ねの技術アドバイザー制度につきましては、私どもの予定いたしましたのは七月一日あたりから発足させたいと思っております。現在いろいろ準備をしているところでござい

ます。この技術アドバイザー制度は、内容についてはすでに御承知かと思いますが、長年技術関係で経験をお持ちの専門家を県で登録いたします。そして中小企業、特に零細企業が多いかと思いますが、自分でアイデアは持っておりませんが、それを製品化するのに困難を感じておられるというときにアドバイザーを受けるために、県の公設試験場を主として窓口と考えておりますが、そこへ申し込むことによりまして県から適当な人をあつせんしてあげる。そして長年の経験を積んでいらつしやいます方、登録されておりますアドバイザーにいろいろと技術上の問題を相談し、またそのアイデアを製品化することについてのアドバイスを受けるという制度でございまして、現在、主として公設試験場を窓口とすることを考えておりますけれども、ユーザーの便宜を考えまして中小企業の団体、たとえば商工会でございまして中央会でございますとかあるいは下請企業振興協会等々に出向けばそこであつせんしてもらえという形で、できるだけ利用しやすいようにしていきたいと考えております。

○中川(嘉)委員 最後に、もう一点関連をして伺いますが、いわゆる公設試験研究機関についていまお話がありましたけれども、中小企業の技術開発を促進するためには、中小企業が自由に利用できるような開放試験室の充実が非常に重要だと思っております。現在公設の試験研究機関に開放試験室が設置されている状況は一体どのようなものか。中小企業者が利用しやすいようにするために、すべての公設試験研究機関に開放試験室を設置すべきではないか、また取り扱い業務も拡大すべきではないかと私は思いますけれども、この点はどうなるものか。この点を伺って私の質問を終

えたいと思っております。

○植田政府委員 開放試験室は、検査設備でございまして、なかなか負担が重いという場合あるいは使用の頻度数が非常に少ない、自分で設置するのは効率的でないという場合を考慮しまして、そういった機器を公設試験場に設置いたしまして中小企業者に自由に活用していただく、そういう制度でございまして、現在これにつきましては助成をいたしまして、その普及を図っているところでございまして、現在のところでは四十一都道府県七十四の機関においてこの開放試験室が設置されております。これにつきましては、先ほど御説明いたしました技術アドバイザー制度の活用と相ましまして、こういった試験室は一層利用の価値が高まるわけでございます。それから、私どもといたしましては今後一層その設置を進めていく、そういう観点で考えていきたいと思っております。

なお、現在の予算案におきましては、五十五年度では昨年度の二〇％増しの五千八百万円の予算を組みまして助成をしていくことを考えているところでございまして、

○塩川委員長 近江已記夫君。

○近江委員 中川委員の残された時間があと十数分でございますので、何点かお聞きしたいと思

います。委員からいろいろな質問が出ておるわけでございますが、もう一度重ねてお聞きしておきたいと思

います。両事業団のいわゆる統合の積極的なメリット、これは一体何であるのか。また、統合に伴って振興事業団、共済事業団等において行われております業務内容につきましても、どういった見通しが行われるか、簡潔にひとつ要点をお述べいただきたいと思

います。○佐々木国務大臣 先ほどもお答えしたとおりでございますが、行革のさなかでございまして、エネルギー総合開発機構をつくるためには、反面はかものものの整理統合等が必要だということでござ

いますので、こういう結末になったわけでございますけれども、先ほど申しましたように、実際に両機関を統合するというところになってきますと、いままで考えた以上に、かえって両方一緒にして中小企業事業団ということで中核的存在として育てること自体が大変有意義じゃないかという感じがしてござい

ます。そのメリットと申しますものは、先ほど来くどいようにございまして、両機関で持つておりましたその機能を強化することはもちろんでございますが、同時に両機関の持つておられるそれぞれの知識等の統合もございまして、情報交換等もいままで以上に親密になると思ひますし、あるいはいままでなかった新しい試みであります人づくりとか技術開発とかあるいは市場の新しい開発とかいったような問題も、そのことによつて促進されるのじやなろうかというようにことを考えますと、ばらばらでやっていたよりは統合した方がはるかにいいのじやないか、実はそういう感じもしてござい

ます。○近江委員 それで、先ほどちょっと申し上げましたが、業務内容につきましても今後見直しを徹底的にやりまして、この制度の改正をやつていかなければならぬと思つております。その辺の要点、どの辺に根拠を入れておるか、これについてお聞きしたいと思

います。○左近政府委員 事業団の事務につきましては、今後の時代の進展に伴ひまして逐次見直しをまいりたいと思つておりますが、八〇年代を見通しまして、やはりこれからは新技術あるいは新商品の開発、人材養成というようなソフト面での中小企業の資質向上というのが大切であらうと思ひますので、現に中小企業大学校をこしらへ始めますけれども、さらにそういう面での施策の発展をわれわれは期待しておるわけでございます。

○近江委員 この事業団の中でいろいろな事業をなさるわけですが、やはり高度化事業というのは大きな事業だと思つております。そして、いままでの振興事業団ができる前の高度化事業という

のは何かもたしてあった。この振興事業団ができることによりましてかなり進んだということでは私は言えると思うのです。その点は評価できると思うのです。しかしながら、高度化事業の今日までの経過を見てまいりますと、いろいろな問題があったことも確かでありまして、たとえば本委員会におきまして、私が以前追及いたしました福井染色団地、これなどはいわゆる政府が莫大な投資をし、用地は買収した、ところが立ち行かなくなつて伊藤忠が肩がわりをする、これは当時大企業の土地の買い占めが盛んになってきたときです。これはおかしいじゃないかということで私が追及をいたしました、今後はこういうばかんなことは二度と行いません、十分な厳重な診断、監督をいたします、こういうことで、かなりその後は正がされてきたように思うわけです。

しかし、いろいろなケースを見てまいりますと、たとえば昭和四十四年度におきましては焼津市で食料品、衣料品等の小売商店舗共同化事業、これはつぶれていきます。四十九年には長崎の大島町、衣料品、雑貨等の組合がつぶれていきます。また四十四年には宮城県仙台市の金属製品製造の工場共同化事業、これもつぶれていきます。四十九年には岩手県の久慈市で製材関係の共同施設事業、これもつぶれていきます。四十六年には千葉県佐倉市で企業合同、これは錆物でございすが、オイルショック等の関係もあつたと思うのですが、これも倒産しておる、こういうように幾つもの事例があるわけでありまして。

これはいろいろなケースがあるとは思いますが、何でも、何と言いましてもいわゆる企業診断、また後のアフターケアといいますが、そういうものを十分にやらないと、これは国民の血税を使つておるわけですから、またいわゆる力の弱い中小企業が寄り集まってやっておるわけですから、そういう点今後十分力を入れていく必要があると思うのです。こういうようなことを考えまして、どういう点を反省しておられるか、また今後どういう面で改善をし、力を入れていこうとなさつておら

れるか、この点についてひとつ率直な御感想をお述べいただきたいと思ひます。

○左近政府委員 高度化事業を有効にかつ厳正に実施するためには、やはりまず最初に高度化事業の融資の前提となります診断というものを厳格にやる必要がございまして、それからまたもう一つは、貸し付けをした後のアフターケアが非常に重大であらうということでございまして、実は診断自身は制度としてやっておりますので、これを毎年厳格にやるようにだんだん改善をしまして、これを毎年厳格にやるようにだんだん改善をしまして、昭和四十二年発足以来逐次改善をしましてまいりまして、現在の状態を申し上げますと、まず建設の後で起つてまいります団地の運営上の諸問題については、診断をし勧告を行うという運営診断というものを実施することにしております。それで、この運営診断とそれからまた診断勧告を受けた後、またその事後指導というものをやっております。いうことでございまして、これが設立当初以降に新しくやり始めたものでございまして、五十三年度をとつてみますと運営診断を七十四件もやっております。事後指導は大体三百七十件というような実施をいたしております。

それから、高度化融資の対象となりました組合に對しまして監査を常時やっておく必要があるというところで、これはこの高度化事業の実際の窓口でございまして都道府県の監査体制を強化する必要があります。と、逐次都道府県にも強化を要請しておりますが、これは毎年中小企業庁とか通産省の職員が都道府県に行きましてそういう監査体制の指導に当たっております。それから、事業団そのものの高度化事業の融資対象に対する監査体制を強化するというところで、五十四年度に新しく監理室というのを設けまして、ここで貸しつけた後の貸付対象の組合に對しまして監視をしていくという体制を整えたわけでございます。

以上によりまして団地の運営の改善が図られるわけでございまして、また具体的に業績が不振と

いうようなことが出てまいりますと、都道府県とか事業団の関係者が連絡を取り合ひまして再建策を指導していくということで問題の解決を図っておりますが、運悪く団地の組合員の一部の人が倒産というところになりました場合には、従来は手当てがなかったわけですが、五十四年度から、こういう倒産等で組合員が離脱するという場合に、その土地、建物というものを後継者ができろまで都道府県が一時的に保有をしておいて、新しく組合員が加入すればそれに譲り渡すというようにいたしまして、団地の組合の結束が乱れないようにするというふうな事業をやることにいたしました。こういうふうな事業の改善というのものも図りまして高度化事業のアフターケアに支障のないようにいたしておりますが、今後とも十分注意をいたしまして、御指摘のとおり貴重な財源でございまして、これを有効に利用するよう努めてまいりたいと思ひます。

○近江委員 確かにそういう改善をなさつておることはわかるわけでありまして、しかし、何といたしましても運用するのには人ですから、幾らいい制度をし、監査制度をし、監理室をつくり、そういうように改善を図つたとしても、人が運用するわけですから、こういう点、やはり何といたしましても、いつも私は言っておりますが、綱紀粛正ということがよく言われておるわけですが、たとえば、私の地元の大阪におきましても、大阪南港中古自動車協同組合あるいは新大阪貨物流通センター等に関係しまして事業団の職員がいわゆる贈賄事件を起しておる、起訴されておる、こういう事件も起きておるのです。こういう点については非常に起きているのだと、こういう点については非常に私には遺憾であると思ひます。どのように反省されておられるか、今後の決意をお伺いしたいと思います。

○左近政府委員 大阪の事件に關しましては私も大変遺憾に存じておるわけでございまして、今後こういう事件が起らないように措置をするというところで、問題が起りまして直ちに中小企業庁といたしまして事業団の理事長に對しまして

厳重な注意を与えまして、しかも今後こういうふうな事態が生じないような職員の服務規律の維持というふうなものについて所要の措置をするようにというところで通達をいたしました。事業団といたしましては、その通達によりまして、本人の処分、それから監督責任者に対する処分というふうなものをやりました。それから監察委員会というものを設置いたしました。今後こういうことが起らないように絶えず取り締まっていくというふうな体制を整備いたしました。そういう点での報告もわれわれ受け取っております。

こういうことでございまして、事業団といたしましては体制を整えておりますが、先生御指摘のようにこれは人の問題でございまして、やっぱり常時そういう点を戒心をして事に当たらないければ、気を緩めますとこういう問題が起りますので、そういう体制をとりましたが、今後も常に心を新たにしていこうという問題が起らないように十分注意をしましてまいりたいというふうに考えております。

○近江委員 時間がもうありませんので、あと一点だけ聞いて終わります。

共済事業団の事業である倒産防止共済制度、これは昭和五十三年度に発足したわけですが、当初予想した、初年度十万件加入を見込んでおつたわけですが、大幅に下回る一万六千四百十三件、このように加入者が当初見込みから非常に少ないわけですね。こういう点がございまして、また、共済事業団のもう一つの事業でございまして、小規模企業共済制度につきましても、その加入につきましても十分に徹底されてないように思うわけでございまして、今後PRをうんとやり、この加入の促進、さらには中身の充実した制度というものをやつていかなければいけない、このように思うわけですが、最後にこの点につきましてお伺いをして終わりたいと思ひます。

○左近政府委員 小規模企業共済制度につきましても、制度創設以来累次改正を重ねまして、しかもまたPRに努めまして、現在では相当な加入件

数になりまして健全な運営になっておりますけれども、これは法律でも五年ごとに見直すという制度になっております。したがって、絶えず検討いたしまして制度の改善を期してまいりたいということでございます。

それから倒産防止共済でございますが、これはまことに申しわけないわけでございまして、制度の創設のとき予定した件数にはなかなか達しないというのが現状でございます。そこで、一面PRに努めますとともに、やはり制度自身の改善ということによってこの加入者を増加するというところにいたしたいということで、これも法律では五年ごとに見直すという規定でございますが、それにこたわらずなるべく早く改正をしようということと、実は今回改正案を提案したわけでございまして、そういうことでございまして、倒産防止共済については、制度の改善とそれからPRの促進ということとでいままでの予期に達しないという事態を早急に改善してまいりたいというふうに考えております。

○近江委員 終わります。

○塩川委員長 これにて中川嘉美君並びに近江已記夫君の質疑は終了いたしました。

引き続き、神崎敏雄君の質疑に入ります。神崎敏雄君。

○神崎委員 昨日に引き続きまして事業団運営の今後のあり方について質問をいたします。

高度化事業を小零細業者が最も利用しやすいようにするために補助金制度の充実が必要ではないか、こう思っております。農業への施策と中小企業施策との大きな差は、農業の構造改善は補助金が多いのに比べて中小企業の構造改善はほとんど融資です。計画作成過程の指導、援助はほとんど都道府県の負担になっております。この点への改善を強めなければならないと思うのですが、いかがでございましょう。

○左近政府委員 高度化関係の事業を円滑実施するために補助金制度を導入すべきじゃないかという御趣旨でございます。確かに高度化事業を円滑

実施する上においていろいろな手間もかなり経費もかかりますので、そういう点も考慮しなければならぬかということでございます。そういう点で、実は従来も零細業者の計画しますいわゆる工場アパートとかあるいは商店アパートというようなときには地方公共団体が計画実施段階をかわって実施するというふうな制度も導入したわけでございます。こういうことでございまして、国といたしましてそういう部分について極力効果を上げるようにするのにとらわれないかということに絶えず検討しているところでございます。御提案もございましたのでわれわれとしても十分その点も検討させていただきたいというふうに思っております。

○神崎委員 ひとつ前向きに検討していただくように希望しておきます。

次に、制度上の大きな問題として、現状は同業種を主体にしたグループによる事業になっております。今後異なる業種の業者が共同してある事業を行う場合も対象にすべきだと思います。不況地域対策、過疎地対策も含めて業種の枠を超えた地域経済振興の高度化事業もあり得ると考えるものであります。この点広げる考えはないでしょうか。

○中澤政府委員 先生ただいま御指摘のとおり、高度化融資事業の原則は同一業種に属する中小企業業者が組合によりまして事業の共同化を図っていくということを対象としております。ただ、例外的に、公害発生施設を有する中小企業業者の集団化事業あるいは産地におきます集団化事業等につきましては、この同一業種要件を現在緩和して、異業種による高度化事業も認めております。ただ、先生御指摘のように、過疎地問題の場合、あるいは最近におきまして都市の過密地域の中の中小企業の対応といったしまして、最近移転する場合の適地がなかなか確保が困難であるというふうな事情とか、あるいは取引先との関係から移転がむずかしいということ、あるいは工場の再配置の促進が必要であるというふうな、いわゆる都市再開発に絡みます問題が出てきております。したがって

してこのような都市型の中小企業の実態等の状況から考えますと、同一業種の要件を緩和いたしまして、異業種間の地域ぐるみの高度化事業が必要ではないかということも言われております。したがって私どももいたしましては、一般的には同一業種原則というものを維持する必要があるかと思っております。このようなケースに着目いたしまして異業種間の異業種ぐるみの高度化事業の検討ということも、今後も制度改善の一環といたしまして検討してまいりたい、かように考えております。

○神崎委員 では、次に小売商業対策的をしぼって伺いますが、借り店舗で営業している小売業者は全国でどれくらいいるのでしょうか、掌握されておりますか。

○廣瀬政府委員 昭和五十一年度の商業統計によりますと、全国の小売商業者は百六十万程度となっております。このうちテナント形式による貸し店舗で営業を行っているものが何社あるかというところにつきましては、目下のところ資料はございません。しかしながら、社団法人日本ショッピングセンターに加入しております、ショッピングセンターに入居しているテナントの数は五十三年末現在で四千四百店となっております。

○神崎委員 国鉄や私鉄の高架下の商店も含めて考えますと、店舗を借りて営業している小売業者も相当の数に達すると思うのであります。ところで、こうした業者が一つの組合をつくって共同で店舗を借りて営業するという場合、高度化事業の対象になり得るでしょうか。

○中澤政府委員 お答え申し上げます。借り店舗での営業を行います場合に、共同店舗のテナントについて高度化資金の対象になり得るかという問題でございますが、小売業の共同化事業につきましては、個別の小売業者がテナントとして個別に入居するという方式よりも、やはり傘下の中小企業、小売商業者が集まりまして協業化をするという前提のもとに、主体的に店舗運営を行うということが共同化事業の本旨に合うの

ではないかということから、現在の店舗共同化事業の制度化におきましては、テナントとしての入居資金につきましてはその資金の対象にならないというところでございまして、もちろん金融面につきましても政府系の金融機関からの貸し付けの対象になるということは当然でございます。ただ、零細な小売商業者が店舗の共同化事業を行う場合には、店舗共同利用事業、いわゆる商業アパートという制度でこれに乗り得るということにはなっておりません。

○神崎委員 では、もう一点聞きますが、倒産防止共済制度に関して伺いますけれども、テナント業者はこれに加入できるのでしょうか。

○廣瀬政府委員 テナント業者でも倒産防止共済制度には加入できることになっております。

○神崎委員 できるのですか。

オーナーがテナント業者の売り上げを十五日から三十日間とか、こういう形で預かるという型のテナント契約を結んでいる場合、こういうケースも多いのであります。その間にオーナーが倒産した場合のことを考えまして加入したいと申し込んだところ、オーナーの倒産は取引先企業の倒産とは言えない、こういう理由で加入できないことになった例があります。現在の制度ではこういうことになりませんか。先ほどのお答えとの関連でいかがでしょうか。

○廣瀬政府委員 先ほどお答え申し上げましたとおり、テナント業者でも倒産防止共済制度に加入できるわけでございまして。しかし、ただいま御指摘の件は、そもそも中小企業倒産防止共済制度というものが、商取引の相手方たる取引先が倒産した場合にその取引先に有している回収困難額を掛金の十倍の範囲内で救済をするという制度でございまして。御指摘の件は、店舗の貸し主がテナントとの間でテナントの売上金をしばらくの間預かる、預かってはいたが、しかし店舗の持ち主が倒産したために預けた売上金が回収できない、こういうことになるわけでございまして。ところが、法律

が想定しております。あるいは予定しております救済の事由といたしましては、倒産防止共済契約に加入した者の売掛金の回収困難だけでございますので、本件の場合には対象にならないということでございます。対象にならないということとテナントの小売業者が本制度すなわち倒産防止共済制度に加入できないということは別の問題と理解しております。

○神崎委員 非常に明快な分析的答弁ですが、そこでならないということでもう切らないで、そこをひとつ今度の事業団法せつかくつくるのですから、そういうものも救済できるような方法というものが無いであろうか、私もこれは少し無理だとは思いますが。しかし、いまのままでそういうことがたくさんありますから、そういう場合にも救済してやるということが法のやはり精神でもあって、そういうことはできないだろうか、そういう立場で伺っているのですが、御配慮ができたらその余地的言質をにじみの御旗にして、これからどんどんそういうことを並べていくわけじゃないですか、そういうようなことができないだろうか、御検討願えないでしょうか、こういうことです。

○廣瀬政府委員 倒産防止共済制度は、通常の商取引に基づく売掛金債権が相手先の倒産によって回収困難になった場合に適用されると先ほど御説明したとおりでございます。商品または役務の取引に基づく貸付金債権、たとえば通常の金貸しや御指摘のいわゆる保管を頼んだ、こういった種類の債権と申しますか、金の引き渡し請求権などは、仮に相手方の倒産によっても救済できないというところは再々御説明しているところでございます。なぜそうなのかっていうことでございまして、これらはこの倒産防止共済制度が商品、役務の提供及びこれに対する代金支払いという双務的な関係において取引先が倒産するという場合に、被害をとめて連鎖倒産を防止する、こういう趣旨でできているわけでございます。したがって売掛金債権に限定をしたということは、最

も緊急を要し、かつ政策的にも救済の必要性が高い、このようにも判断したものでございまして。御指摘のようないくつかの事例を挙げるといって、この被害の範囲を拡大することになるわけですが、本来かかるケースまで政策の対象に含めることが本当にいかんかという基本的な問題のほかに、被害の真実性と申しますか、その真実性の認定のむずかしさ等々がございまして非常にむずかしい、このように考えております。

○神崎委員 それは少し趣が違いますから、ひとつまた次の課題にしましょう。店舗を借りて営業している小売業者はほとんどこの国の施策の対象外にされている、あるいは大幅に制限されている、いわば穴になっていくというところであります。私も商店街の実態調査も行ってまいりましたが、たとえば横浜市などで、百二十店以上の大きな商店街を形成しているところでもその半分は借り店舗であるという事例もあります。当然こういう商店街は店舗の改装などもなかなか進まない、消費者の要求にこたえた高度化事業に取り組むことができないわけですから、倒産防止共済制度にも加入できないというのは納得がいかないのですが、この点、施策の改善を至急行うよう求めたい。いかがでしょうか。

○左近政府委員 商業対策、ことに小売商業対策というのにわれわれ重点を置いてやっておりますけれども、率直に申しまして、小売商店というのは全国に非常に数多いということから、なかなか政策がたとえ工業部門に比して行き渡っていないというのが現状でございます。ことに、御指摘のようないくつかの事例を挙げるといって、この被害の範囲を拡大することになるわけですが、本来かかるケースまで政策の対象に含めることが本当にいかんかという基本的な問題のほかに、被害の真実性と申しますか、その真実性の認定のむずかしさ等々がございまして非常にむずかしい、このように考えております。

した法理論もございしますので、いますぐこれを加えるというのにはなはだむずかしいと思えます。しかしながら、いまのような事例、つまり売上金を一時保管をしておいておられるという形、そのときにオーナーが倒産すれば店舗を借りている方は売り上げがとれないわけですから、これは大変お困りになることも事実でございます。したがって、倒産防止共済に加入されるかどうかということも含めまして、ほかの道で救済できればそれも一つの手段でございますが、こういう店舗を借りて営業しておられる方々は、御指摘のとおり現に相当あるわけでございます。それについて残念ながらいままで余り政策が行き渡っていないこと、この反省に立ちまして、そういう点についての今後の政策について少し勉強させていただきたいというふうに思っております。

○神崎委員 そもそも今度の事業団法が改定されている一つの視点といえますか、これは行政機構の改革という一つの環でもありますが、われわれいつでも法律を改正する、改正というのは文字どおり正しい方に改めるのであって、悪い方に改めたらこれは改悪になりますね。そういう点から見て、中小企業、なかんずく零細業者あるいは小売業者という常に弱い立場にあり、せつかく政府がものをつくってもそれに直接かわり合いを持たしていただけない、悪い言葉で言えば日が当たらない人たちが、法律が改正されるたびに目の当た方へ少しも寄せてもらえない、また政府もやはり変えるたびにそれを抱えていく、こういう精神が法をつくる場合の精神だと私は思うのです。したがって、いまの段階ではだめですが、今度法律を変えたらそういう者も救済できま

すという形に変わっていくことが私は改正の精神だと思ふのです。そういうことで、よく言われる言葉に、これは法になじまないとかあるいはこれは少しやりにくいとか、そういう言葉で常にそういう人たちは困っている、だから行政の立場から見てそれを改善していくようにしていただきたいということ強く要望しておきたいと思ふます。

きょうのお答えは、そういう弱い立場の方々を守っていくとかよくしようとか、こういうことを思っているからやろうかなお答えも大分いただいておるので、その点では安心はしますけれども、なお一層その点をお願いしたい、こう思ふます。そこで最後に、事業団役員の下り問題について触れておきたいと思ふますが、振興事業団において、現在の部長以上の常勤幹部十四名のうち、もともと振興事業団出身の幹部の方は何名おられるのでしょうか、理事長でわかりましたら、お答え願いたい。

○斎藤参考人 部長以上の中で出向者は一名でございます。○神崎委員 いま一名だということ伺いましたが、実情は十四名中七名が天下りであります。総務部長が通産省の出向役員、経理部長が大蔵省出身、監事が自治省、理事のうち一人が大蔵省、別の一人が中小企業庁、副理事長が内閣法制局、理事長が元中小企業庁長官、こうなっております。指導部長も庶務部長も中小企業庁出身ですが、事業団結成時からの人です。また理事の一人は民間会社からの人です。結局、本当の事業団プロパーの幹部は四名だけ、理事以上の役員には一人もいないということですね。

○佐々木国務大臣 行政改革でただいま公団の役員等の人事をどうすべきかという問題がございまして、十人おれば民間側半分、官側半分でいいの、いろいろなそういうパターンのようなものを、そのとおりやらぬでも大体の基準みたいなものを決めようということになっております。そういう点がはっきりいたしますればそれに従ってやりたいと思ふます。○塩川委員長 これにて神崎敏雄君の質疑は終了いたしました。○佐々木国務大臣 引き続き、渋谷利久君の質疑に入ります。渋谷

沢利久君。

○洪沢委員 この法案は二つの事業団の統合のための法案であるわけですが、それぞれの事業団の事業内容に触れた部分についてはかなり長時間にわたって各委員から幅広く奥深く質疑がありましたので、私は最後でもありますが、本法案の主たる趣旨であります統合の問題に主として焦点を絞って、若干のお尋ねをしたいというふうに思うわけであります。

最初に簡潔に、これはやはり大臣から、この法の二つの事業団を一つにするこの積極的な意味、そのメリットというものは端的に言うならばどうということだろうかということから伺っておきたい。

○佐々木国務大臣 先ほども申し上げましたが、行政機構で特殊機関を整理統合しようというのが今度の行政機構改革の第一着手でございます。去年新内閣ができてまして早速その方針で始まりまして、就任に際しまして、各大臣一人ずつ総理から呼ばれて、この内閣では行政機構改革を思い切ってやるので、それに賛成するのであれば大臣に任命するけれども、不賛成の場合はそれはいいませんぞというきついお示しで、第一回の閣議でも繰り返して総理からその話がございまして、そういうところから出発しておるわけでございます。その間にありまして、いまのエネルギー事情が非常に緊迫し、現状のままでとて世界のエネルギ事情に相呼応して日本の将来のために新しいエネルギーを創造していくというふうなものはできない、何とかして財源も整備し、機構も整備したいということで通産省はかねて企図しておりましたけれども、幸い予算の方は御承知のように新財源がつきまして、この方は解決しました。残るのは機構の問題でございます。これは何となくもこの際行政改革のただ中であつてもこれだけは完遂したいというので、省を挙げまして努力も、党の首脳部も賛意を表してくれましたのでこの方は無事通りしました。しかし反面、行政機構で整理するものは整理する最中に新規のものを一つ

くるとは何事か、それであるならば行革の本来の面目に返ってそれに相応するような犠牲を払ってもらいたいということがございまして、ただいまのような問題が生じたわけでございます。これがあつていな真相でございます。

そこで、いまの二つの機関を一つにするようになったわけでございますけれども、初め私どもも性質の異なる二つの機関を、中小企業という範疇では同じ土俵でありますけれども、これを一緒にしてうまくいくものだろうかという危惧の念を持つたことは、御指摘のとおり事実でございます。しかし、だんだん冷静に考えてまいりますと、中小企業に対する対策というものは、ばらばらでいろいろな機関があるよりは、できれば一つの強力なものにして、従来のそれぞれの機関の持つおる知識等も持ち寄つてあるいは情報交換等もさらに精密にできるようなやり方になれば、それに付加するに今後いろいろな新しい任務が生まれてくるだろうから、そういう新任務も各機関に分けてやるよりはこういう統一機関に持たせた方がむしろ効率的でなろうかというので、ことしから御承知のようにソフトウェアの問題を中小企業の中心に据えていくという案を中小企業庁は持っておつたものであります。それではそれをこの統一機関に持たせようというので、人材の養成とかあるいは先ほど来言いましたような情報交換とかあるいは新市場の開拓とか、新市場の開拓という問題は、今後非常に幅の広い、言うなれば世界にまたがった大きなものになろうと思ひます。そういう点も加味していけば、新しい機構に統合して、初めに考えたように消極的に考えぬでも、もつともつと積極的にそれを伸ばし得るものじやなろうかというところで研究いたした結果、かえつてこの方がいいじやないかという議論になつてまいりまして、ただいまのような案ができた次第でございます。

○洪沢委員 その前段の、いやそれが本音ですと言われた部分についてはまさに本音であらうと思ふのだけれども、そんなことは聞かぬでも大体わかつておつたことなのです。それがそのままだといたしますと、この法案で二つの事業団を一つに統合する積極的な意味というのは全くないわけでありまして、いま最後にちよつとつけ加えられたけれども、それとてこの法律案の中にはどこにも積極的な意味はない。むしろ本音だとおつしやつた部分がまさに本音なのであつて、つまり、これはどうしても必要があつて二つを一つにするというのじやなくて、あなたが大臣になる条件として、この機構の縮小をやらなければ大臣にさせませんよという条件を組閣のときに大平さんからつけられたので、しょうがなく二つを一つにする作業を通産の所管の中では選んだ、こういうことなんです。これはまさに本音でしょう。しかし言ってみると、ここだけじやないけれども、今度の政府の行政改革という名のうろたふなドラマがありますけれども、この本音がまさに幾つ減らしましたというところだけで形を整える行政改革になつていくことの証左、そのことをあなたはいま率直に言つていただいたわけですから、しかし大臣、政府が国会に法律案として出すもので、そんな情けない法の背景といひますか趣旨といひますかありませんか。そんなものではわれわれまじめに議論のしようがないですよ。しょうがなくつたのだ、数減らさずに大臣になれなかつたのだ、総理との約束だから。そんなことは日本の中小企業にとつては関係のないことだ。まさに関係のないこと。私が問うたのは、二つの事業団はいずれも中小企業のためと称してつくられて、国の予算も国民の税金も投入されている。この貴重な事業団の二つを一つにする統合のための法律案にいかなるメリットがあるかというのを問うたのは、そのことによつて日本の中小企業者、苦惱大きい日本の中小零細企業のためにこのさきやかな法律案、事業団の統一、統合というものがいかなるメリットがあるか。メリットというものはあなたのメリットを聞いたんじやないですよ。どういうメリットがあるかと聞いたのは、日本の中小企業者にとつてこの法律はどんなメリットがあるかということを知りたいのです。あなたの率直な人柄は好きなんです。本音をおっしゃるところは大変好きなんです。しかし、そのままだと本音をもつと聞かせていただきたいのだが、この法律は、言ってみると、いまの経過で話しになつたように、二つの事業団をともかく形だけ一つにするものだ、こういうものでしょう。それ以外に残念ながら日本の中小企業のためのメリットとか行政上のメリットなんというものは、大臣がここで胸を張つて言うほどのものはないというのが本音のことでしょう。それならそれでよろしい。とにかく伺いたい。

○佐々木国務大臣 皆様の合言葉に一步後退二歩前進ということがございまして、これはまさしくそれだと思ひます。災いを転じて福となすというところで、もしそうでなかりせば両機関をそのまま強化すればそれでよかつたのでしよう。しかし、両方合併することによりましてはばらばらにやるよりはもつと大きい力になるという、何も毛利元就ではございませぬけれども、もつと強く育てる、その方が中小企業のためだ、やってみますとそういう結論になつてきましたので、むしろこの方がよかつたのじやなからうかというたゞいまの考えでございます。

○洪沢委員 率直に言えばまさにこの法案、統合が災いの象徴であり、一步後退の代名詞であるというところは何ともふがいない感じを免れないのですが、そこで念のために幾つか聞いておきます。

この二つの事業団の統合ということの中で、機構上それぞれの事業団がやや独自性のある仕事を抱えておりましたから、これが看板を一つにすることによつて機構上、行政組織上、事実上の統合になるような部分はあるのか、これはないのか、行政組織の上では二つの事業団はおおむね実態をそのまま残して既存のものを共存させていく、こういう構造ですね。

○左近政府委員 両事業団それぞれの業務をやつておりまして、これを統合するわけでございますので、当面の間はそれぞれの業務を実施するとい

うこととございまして、組織上大きな改編は出てこないというように考えております。ただ、もちろん役員等の中核部は一体化いたします。そしてまた中核部において一体的な運用を図らなければいけません。したがってその中核部の機構は一体化いたしますが、管理の部門でも物理的ないろんな管理問題、これはビルが別々にございしますのでこれは若干残るかというふうに考えております。

ただ、将来の問題といたしましては、両事業団の統合というのがいま大臣のお話のようにやはり中小企業対策の大きな中核になるということで、一体的な運用が一番必要とされますので、将来についてはなるべく早く一体的な組織に持っていきたいというふうに考えております。

○渋沢委員 政府の言う当分の間というのはかなり世間の常識とはかけ離れた物差しがあるので、実態としてはかなりの期間いまのままでいくんだらうというふうにはいまの説明を受けとめるわけですが、その中身としては、組織、機構の上だけじゃなくて、役員を別にして、たとえば職員の数、身分、待遇というのか、そういう諸条件等についてもそれぞれ既存の、現行の条件をそのまま踏襲する、こういうことですか。

○左近政府委員 職員の身分等につきましては、合併時には従来の両事業団をそのまま引き継ぎますが、先ほど言いました機構等の整備に伴いまして逐次統一化していく、それから人事の交流を図っていくとして、適材を適所に配置をして統合の実を上げたいというふうに考えております。

○渋沢委員 その事業はそれぞれの仕事をそのまま抱えていく、そして職員の身分も組織も給与もあらゆる条件もそのまま抱えていく、こういう形でですね。ですから実態は、統合と言うけれども看板の統合であって、実態の統合では当分の間は別として、その間を三年と読むか五年と見るかは別として、そういうふうな説明と法案の内容から言えば受けとめざるを得ないというふうに思うわけですが、そういうことでよろしいですね。

その場合に尋ねたいことは、いまの長官の話で言う指導部、役員だけは一体化していくんだ、こういう説明があったように思います。しかし事業は事実上看板を塗りかえただけで、従前の事業団が従前の仕事を継続していくわけですから、そういう組織機構上、指導責任、予算の配分、執行、その監督、検査を含めて、すべてそういう形で当分の間二つの事業団が実態は運営されていく、こういう構造の中で役員だけ完全に一本化して、その役員が二つの独自の事業団の全体の責任を持ち得るような運営があり得るかどうか。むしろ役員の方も、これは形は一本化だけれども、内容としては旧共済事業団、旧振興事業団のそれぞれ職務分掌が理事の間でもできてくるわけですし、それからそれぞれに協議をして執行についての運営についての責任を果たすということでないか、責任ある役員といえども名ばかりのものになつてくる。これはかえって有害じゃないですか。そういうことの運営上、細かなことを聞くようですが、これは本音で言うとうんどうですか。

○左近政府委員 この経過期間というのはなるべく短くやりたいというのがわれわれの本心からの願いでございます。通常言う当分の間といううなことはわれわれは遠くべきだという観念がもととございまして、それで、実は昨年の暮れにこういう方針が決まりました以来、統合を円滑にやり、いまのような事態をなるべく早くするため、両事業団と私の方でそれぞれ委員を出しまして、統合についてのいろいろな検討を進めております。したがって、この法律が制定され、六

カ月以内に施行ということになっておりますので、新事業団が発足されれば、なるべく早く新たな事態に移りたいと考えております。したがって、まず役員は一体的運用をする、その一体的運用をするという役員をまずつくって、そこから逐次組織自身も一体化していくということ、そこをあいまいにしておきますと一体化がどうしてもおくれますので、むしろ一体化の第一歩として役員をまず一体化していくという形をわれ

われはとりたいたいと思っております。統合して一体化しないと、実はいままでも両事業団が仕事上いろいろな接触しておりました中小企業の方々に大変迷惑をかけることになっております。この両事業団の統合でわれわれが一番気をつけなければいけないのは、やはり中小企業の方々に迷惑をかけないということが一番大事だとわれわれは思っておりますので、そういう気持ちで極力早く実施してまいりたい。これは本心に偽りのない本音でございますので、われわれの方も一生懸命にやりますが、また先生方も御覧願ひまして、われわれの考えておりますことをなるべく早く実施させていただきたいというふうに考えております。

○渋沢委員 何かさういふ中小企業者の立場を考へてこの二つの事業団の統合に取り組んでいるようなおっしゃり方だけれども、これは本音はさつき大臣がおっしゃったとおりだし、実態はだれが考えたって二つの事業団が全く同じ仕事をするのには看板だけは一つになるのだ、まずパンフレットから、あなた方は形だけばらばらの事業団のパンフレットを回収して、一本化した宣伝資料をつくらなければならぬところからまずむだが始まるように、いままでそれぞれかわつておった一般の国民は戸惑うわけですよ、看板は一つだけれども実態はどうなるのだ。これは現実には決してメリットも何もないのです。これはマイナス要因だけが多いのです。役員の間では、縮小整理という点で言えば一定の進歩というかどうか知りませんが、変化はありますけれども、それ以外のものには何の変化もない。変化があるとすればむしろ中小企業の皆さんには不便をかけるという程度のものでしかないですね。

役員のことについて言うと、常勤が五人、六人、合計十一名というのが今度は九名ないしはそれ以下ということになるわけですから、常勤の役員が二人減るということになります。これは現存のそれぞれ両事業団の理事長、理事、監事等の中から二名をいしそれ以上減らすというふうな配置で考えているのか、それともこの法によると、理

事長、監事等が大臣の任命、あとは理事長が任命するということになっておりましたら、すべてはこれはゼロから出発するとか、この法案の成立と同時に二つの事業団は解消されて、したがってその役員についても一たん白紙に立って九名の新役員を選ばための手だてをする、こういうことなのかをまず聞いておきます。

それから、事のついでですから、このほかに実際にこの法案の中で中小企業の業者のために大変プラスになるような要因が、本気でおっしゃられるようなものがあるのなら言ってください。ほくらどこにも見当たらないので先ほどからそう申し上げておるのです。

○左近政府委員 両事業団の常勤の役員は現在合計十一名でございまして、そのうち三名を削減いたしまして八名にするというのがこの改革の案でございまして、それで役員任命は、新事業団ができる際に旧事業団が解散になりまして、従来の役員は退職をいたします。そして新たにこの理事長と監事は通産大臣が任命する。副理事長及び理事については理事長が通産大臣の認可を受けて任命するということになっております。

どういふふうな形でやるかというのはこれからの問題でございまして、現在おる方が引き続きやるのかあるいは新たに任命するのかがということについては、適材適所という判断から今後考えてまいりたいというふうに考えております。

先ほど申しましたように、この統合というのが急に決まりましたものですから、事前の準備が不足しておりますので、先ほど申しましたように、合併時直ちにいろいろなものをすぐに切りかえることができないというところで、いまの御指摘のように中小企業の方々に迷惑をかけることが多いと思ひますが、われわれとしてはそういう御迷惑を極力少なくして、この合併の実を上げたというところでございまして、やはりわれわれとしてはこの事業団の今後の運営においてそういう事実をあらわすしかないというふうに考えております。そういう点でわれわれも一生懸命にやりました。

事長、監事等が大臣の任命、あとは理事長が任命するということになっておりましたら、すべてはこれはゼロから出発するとか、この法案の成立と同時に二つの事業団は解消されて、したがってその役員についても一たん白紙に立って九名の新役員を選ばための手だてをする、こういうことなのかをまず聞いておきます。

と思いますので、ひとつよろしくお願いしたい
と思います。

○漁沢委員 先ほど大臣は、この法案は一步後退、
福と災いと言え災いという印象を述べられたの
だけれども、中小企業関係分野についてこれ以上
行政の後退などというものはあつてはならないと
きなんですから、だから新エネルギー機構のよう
に幾ら行政改革のあらしが吹こうと、その中でも
国家国民のために必要なものはつくっていくのは
あたりまえのこと、われわれも内容によつてはそ
ういうものも支持するわけです。不必要なもの、
これは断固として整理をしていったらよろしい。
統合したよろしい。また、統合の中でさらに新し
い相乗効果を生むような政策配置や行政措置が望
ましい。われわれはいいものは積極的に賛成をし
ていきたいと思つておるのです。ほかは手をつけ
ないで、通産の中で何か手をつけるということに
なると真つ先に中小の団体の方にはばつとくる
ところがないと思つておるのですけれども、そのこ
とは別として、たとえば大臣はこの機会にこの二
つの事業団を一つにして、中小企業分野での政策
の浸透について一体化を図っていく、こういう
積極的な意味があるんだとおっしゃつた。それな
らそれで結構なんです。ところがそういうものは
ない。たとえば振興事業団の事業の三つのうちの
一つの柱である中小企業のための情報提供というこ
との分野がありますけれども、しかし通産関連の
国庫補助や委託費の関連の中で、たとえば社団法人
中小企業情報センターあるいは財団法人の中小
企業情報促進協会等に対する補助や委託等の予
算もあります。やはり政府の行政機構改革とい
うことの中で数合わせのため、余りにもそういう
印象が強い。あなたは大臣がおっしゃる通りに、
決してそうじゃなくてこれを機会に中小企業分野
での政策上の整合化をいろいろ図るという前向き
のものがあんなら、やはりこういう分野につい
ての一定の整理等も含めて検討するとかというこ
とがなければいけなかつたのじゃないだろうか。
あるいは中小企業分野だけじゃなくて、それ以外

の面でもむしろこういう形だけの統合で事を糊塗
するということでない、積極的な冗費の節
減というような行政改革の方向にいたえるような
施策というものの究明がなせられなかつたんだろ
うかという疑念を私はどうしてもぬぐえないので
す。それが証拠に、たとえば中小企業のための情
報提供という部分で言つと、似たようなセンタ
ーに全く違った形で金を出してばらばら行政をやつ
ておるじゃないですか。こういう検討なんかされ
ておらなかつたんでしょ。そういう分野が一つ、
たとえば情報提供の分野などの検討なんて、それ
ほど細かいことをやられたんじゃないでしよう。
あるいはもっと別な分野で、通産全体の中での本
来目をつけなければならぬところはどこかという
ような検討が本当にされたんじゃないでしよう。
比較的統合しやすい二つの事業団を一つにするこ
うな数合わせだけでやられたんじゃないのかとい
う印象をぬぐえない。どうですか、これは。もう
一度答えてください。

○佐々木国務大臣 詳しくお話しすると何ですけ
れども、仮に国内的に見ましても、地域産業と申
しますか、地域振興のための中小企業を持つ新し
い役割りというものは、地方の時代にふさわしい
任務があるはずでございます。また、先ほど先生
おらなかつたのですけれども、私の一月にイン
ドネシア、シンガポールに参りまして、向こうで
は日本の中小企業の移転と申しますか、進出と申
しますか、大変歓迎しております。大統領初め大
変なものでございます。これは考えてみますと、
やはりいまの後進国の追い上げが順次日本の産業
の構造改善に結びついてくるものだと思います。
これは否もとして否めないいまの流れでござ
いまして、そういう際に日本はこういう機運にと
ういうふうに乗っていくか、乗っていくそれ自体
は決して大企業ばかりじゃございません。中小企
業自体もそういう運命にもう来ているんじゃないか
らうかという感じもいたします。

そうこう考えますと、国内的に見ましてもある
いは国際的に見ましても、従来と大変変わった一

つの新市場開拓と申しますか、そういう時代に
入つてきているんじゃないか。技術向上はもちろ
んのこと、人材養成も申し、みんなそういうもの
に備えるための一つの準備だと私は思います。
でございますから、こういう機運が新しくできた、
その新しい器に新しい内容を盛つて、いま文面に
ないと言つたのですけれども、これからつくるので
すから新しいのはあたりまえでありまして、しかし
気持ちとしてはそういう気持ちで問題をクリエー
トしていくというのが大変重要なことだと考えて
おるのです。決してこういうふうに思いを改め
てみますと、決してこういう統合機関というもの
はむだじゃなくて、むしろその後は強化されてい
くんじやないかという感じがいたしますので、皆
様に御提案をした次第でございます。

○漁沢委員 決意と意欲のほどは、言葉の上では
わかりますけれども、しかし、この法案自体には
そういうより強化していきたいというような決意
は残念ながら出ていない性質のもので、これから
の取り組みにそういう意味では大いに期待をした
いと思つたのです。

私が言いたかつたのを一つだけつけ加えて言え
ば、通産関連全体の国庫補助や委託費の中では、
指摘をすれば限りがありませんけれども、たとえ
ば特殊法人で言えば、民間輸送機関や、協会、
いま資料がありませんが、たとえば日本の
大手企業のアメリカのボーイング社でしたか、な
どとの提携による民間航空機開発という旗印に
乗つて、これは六十億、たしかそれを上回るほ
どの年間国庫補助が、これは物の見方の違いか
もしれませんが、まさに力のある民間の大手
企業がみずからの責任と力で本来果たさなければ
ならぬ分野を、その前身である航空機製造株式
会社との絡みを含めて、戦後一貫して莫大な国費
が投入されておるような分野など対比してみ
たら、わが国の中小企業分野に対する姿勢の弱さ
が歴然としておるんです。そういう通産行政全
体の総がらみの中で行政改革というものの受け
とめ方、冗費の節約という受けとめ方がなくて、

一番先にとにかく整理しやすい中小企業へ目が向
けられ、形ばかりの中身の無い、二つの看板を一
つにすりかえるだけの、そしてそのために余分な
説明と仕事をしなければならぬだけで、中小商工
業者にとつていささかもいまだ段階ではメリット
のあるようなものではない、こういう統合案が出
されてくるところに問題があると思う。その辺を
きちんとしていないで、いろいろと言つけれどもこれ
から見てくださ、ゼロから出発するんだ、い
まはゼロだつてというあなたの話だけでは心から
拍手をするわけにはどうもいかないわけです。ぜ
ひこの機会にひとつそういう意味での姿勢をき
ちんとしてもらふ。特にこの中小企業分野の中
でも、先ほど質疑もありましたが、小零細企業分野
での取り組みなんというものは全くおくれいて
すね。二つの事業団の取り組みについても私ど
もたくさん問題を持っております。ですからこの
数日間にはわたる法案審議に当たつて、この統合
それ自体に質疑の焦点が向かないで事業の内容に
触れて集中的に質疑があつたというの、言つてみ
れば二つの事業団の事業、わが国の中小企業政策
の中心に国会が全体としてかなりの問題意識を
持つておる、不満もあるということのあらわれだ
というふうにお受けとめいただくことが大事な
のではないかとおもうに思ひます。

ちやうど時間でありまして、最後にいまだ
簡潔で結構ですから、これを機会に中小企業政策
に向けての大臣の決意を伺つて私の質問にしたい
と思ひます。

○佐々木国務大臣 冷静な分析で御指導いただき
ましてありがとうございます。しかし、せっかく
こういう機運をつくるのですから、どうぞひとつ
一緒に育つていくようにお願い申し上げま
して、私の答弁にいたします。

○塩川委員長 これにて漁沢利久君の質疑は終わ
ります。
以上で本案に対する質疑は終局いたしました。

○塩川委員長 これより討論に入るのであります
が、討論の申し出がありませんので、直ちに採決
に入ります。

中小企業事業団法案について採決いたします。
本案に賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○塩川委員長 起立総員。よって、本案は原案の
とおり可決すべきものと決しました。

○塩川委員長 次に、本案に対し、堀内光雄君外
四名から、自由民主党・自由国民会議、日本社会
党、公明党・国民会議、日本共産党・革新共同及
び民社党・国民連合五派共同提案に係る附帯決議
を付すべしとの動議が提出されております。

提出者より趣旨の説明を求めます。近江已記夫
君。

○近江委員 提案者を代表いたしましたして、附帯決
議案の趣旨を御説明申し上げます。

まず、案文を朗読いたします。

中小企業事業団法案に対する附帯決議(案)
政府は、本法施行にあたり、中小企業事業団
を中小企業の振興、経営の安定等に一層貢献さ
せるため、次の諸点について適切な措置を講ず
べきである。

一 新事業団の設立にあつては、統合による
メリットを活かして効率的な事業運営を図
るとともに、統合に伴う職員の処遇に十分配
慮し、また広く適材の活用を努めること。

二 中小企業倒産防止共済制度及び小規模企業
共済制度についてのPR対策を強化して、加
入の促進を図るとともに、制度の一層の充実
に努めること。

三 高度化事業に対する事業団の助成内容の拡
充強化を図るとともに、高度化事業の実施に
関しては、きめ細かな診断指導を行うよう努
めること。

四 中小企業大学校等による中小企業者等の
人材養成事業の充実強化を図ること。

以上でございます。

附帯決議案の各項目につきましては、委員会審
議及び案文を通じ御理解いただけるものと存じま
す。

何とぞ委員各位の御賛同をお願い申し上げます。

○塩川委員長 以上で趣旨の説明は終わしまし
た。

採決いたします。

本動議に賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○塩川委員長 起立総員。よって、本動議のと
り附帯決議を付すことに決しました。

○塩川委員長 お諮りいたします。

本案に関する委員会報告書の作成につきまして
は、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異
議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ者あり)

○塩川委員長 御異議なしと認めます。よって、
さよう決しました。

(報告書は附録に掲載)

○塩川委員長 この際、佐々木通商産業大臣から
発言を求められておりますので、これを許します。

佐々木通商産業大臣。

○佐々木国務大臣 ただいま御決議をいただきま
した附帯決議につきましては、その御趣旨を尊重
いたしまして、中小企業対策の実施に万全を期す
る所存であります。

○塩川委員長 次に、近江已記夫君外四名提出
下請代金支払遅延等防止法の一部を改正する法律
案、近江已記夫君外四名提出、小規模事業者生業

安定資金融通特別措置法案及び近江已記夫君外四
名提出、伝統的工芸品産業の振興に関する法律の
一部を改正する法律案、以上三案を議題といたし
ます。

順次提出者より趣旨の説明を聴取いたします。

近江已記夫君。

下請代金支払遅延等防止法の一部を改正する法
律案

(本号末尾に掲載)

○近江議員 ただいま議題となりました下請代金
支払遅延等防止法の一部を改正する法律案につ
いて、その提案理由及び要旨を御説明申し上げま
す。

本法は、取引関係で弱い立場にある下請事業者
の利益の保護を図るため、下請代金の支払いの期
間及び支払い条件等について基準を定めておりま
すが、実際には不況の深刻化等、経済変動の影響
が下請事業者に着しくしわ寄せされ、親事業者か
ら不当に不利な取引条件を押しつけられる場合が
少なくないものであります。

たとえば不況により親事業者は減産に追い込ま
れると、下請事業者に対する発注量を大幅に減ら
すのみならず、自社の操業率の低下を食いとめる
ために、それまで外注に出していた仕事を社内生
産に切りかえる内製化を進めることにより、下請
事業者の一方的な切り捨て、あるいは自社生産の
減少分をはるかに超える仕事量の削減を行うので
あります。

さらに、親事業者は資金繰りが苦しくなると、
下請代金の支払い条件についても現金比率を引き
下げたり、納品から支払いまでの期間、さらには
手形の決済期間を延長して下請事業者にその負担
を転嫁することになります。

言うならば、親事業者は下請事業者を景気変動
のクッションとして利用しており、景気がよいと
きは生産費の節減を図るために多くの外注を出す

一方、不況時にはこれらを切り捨てて不況の影響
を少しでもやわらげようとするのであります。

このように親事業者は下請事業者を利用して不
況に対処することができず、下請事業者にとつて
は、自己防衛の手段は全くありませんので、
その利益を保護するためには法的に十分な措置が
必要なのであります。

この点から見ますと、現行法は一部にざる法と
も言われるように、下請事業者の保護対策として
はきわめて不十分な内容であります。

そこで、本改正案は下請事業者の置かれてい
る現状にかんがみ、支払い条件について規制を強化
して、親事業者と下請事業者との公正な取引を確
保し、もって下請事業者の経済的利益の保護を図
ろうとするものであります。

次に、改正案の内容について御説明申し上げます。

第一は、下請代金の支払い期日を現行の六十日
以内から四十五日以内に短縮することでありま
す。

本来、下請代金は給付受領後遅滞なく支払うべ
きものであります。しかしながら、現実には不況と
なり、資金繰りが苦しくなると代金の支払い期日
を繰り延べる傾向が見られます。

この際、下請代金を速やかに支払い、下請事業
者の保護を図るため、支払い期日を給付受領後四
十五日以内に短縮することといたします。

第二は、下請代金のうち、現金支払い部分の比
率を新たに定めることとあります。

親事業者は資金繰りが苦しくなると、下請代金
について現金支払いの比率を下げる傾向が見られ
ます。手形の場合は金融機関で割引引くとき一定
の割引料がかかりますし、また実際には金融機関
により手形金額の百分の十五ないし百分の三十を
歩積みとして強制的に預金させる場合が少なくあ
りません。さらに、手形が不渡りになった場合に
は、下請事業者は金融機関からそれを買戻さな
ければならず、それだけ危険負担を負うことにな
ります。

このように、手形による支払いは下請事業者にとつて相当不利な面がありますので、公正な取引を確保するため、親事業者は下請代金のうち親事業者の現金支払い比率の実態及び支払い能力を勘案して、百分の五十以上を現金または小切手で支払うよう努めなければならないことといたします。

第三は、都道府県知事に中小企業庁長官と同様に本法違反事実に関する立入検査、報告の要求、公正取引委員会に対する措置の請求の権限を与えることとあります。

現行法ではこれらの権限は都道府県知事に与えられておりませんが、膨大な下請取引の実態について十分に把握し、それに関して必要な措置を講じて下請事業者の保護に遺憾なきを期するためには、これらの権限を都道府県知事にも付与することが必要であります。

第四は、親事業者は下請事業者との継続的な取引関係を維持するように努めるべき旨の規定を新たに設けることとあります。

これは、経済変動により、親事業者の生産が縮小されると、外注部分を大幅に減らして一方的に下請事業者を切り捨ててしまう場合が少なくありませんので、下請事業者の立場を保護するために、親事業者は継続的な取引関係にある下請事業者に対しては引き続きその取引を維持するよう努めるべきことといたしました。

以上が本法律案の提案理由及び要旨であります。何とぞ慎重御審議の上、御賛同くださいますようお願い申し上げます。（拍手）

○塩川委員長 次に、長田武士君。

小規模事業者生業安定資金融通特別措置法案 （本号末尾に掲載）

○長田議員 ただいま議題となりました小規模事業者生業安定資金融通特別措置法案について、そ

の提案理由及び要旨を御説明申し上げます。

従来の政府の中小企業政策はともすれば小規模事業者対策が忘れがちであつたと言えます。すなわち、従来の中小企業政策は、中小企業の中でも比較的力のあるものを近代化させて、その競争力の強化を図る一方、こうした政策には乗れないような小規模事業者はその陰で十分な対策もないままに切り捨てられてきた傾向が見られるのであります。しかしながら、本日に保護育成を図る必要があるのは大きな企業ではなくて、資本金が乏しい小規模事業者であるはずであります。

中小企業者を取り巻く環境は、景気の後退、インフレの進行などますます厳しいものになっております。こうした影響をまともに受けるのは中小企業の中でも小規模事業者であります。高度経済成長政策から国民福祉経済政策への転換が叫ばれながら、小規模事業者に対してほとんど施策らしいものが講じられなかったことにつきましては大きな反省がなされなければなりません。こうした中小企業のすそ野を形成する数多くの小規模事業者に対し、適切なきめ細かい施策の手が伸べられ、こそ、国民経済の安定が図られると言えらるべきであります。政府においても、小規模事業者対策として、小企業等経営改善資金融資制度を創設する等の措置を講じておりますが、現在の小規模事業者の置かれてある環境を考えた場合、より抜本的な対策が必要であることは言うをまちません。ことに小規模事業者の経営形態は、経営者自身の生活を目的とした生業的性格が強いことを考えた場合、これに対応したきめ細かい施策を用意する必要があります。

この観点から、一定の要件に該当する小規模事業者に対し、無利子の生業安定資金の融資制度を創設して、これを無担保、無保証で利用できる道を開くことといたしました。

次に、本法案の主な内容について御説明申し上げます。まず、本法の目的は、小規模事業者に対し、生業安定資金を無利子で貸し付ける事業を行う都

道府県に対し、国が必要な助成を行う措置を定めることにより、小規模事業者の生業の安定を図ることとあります。この場合、小規模事業者とは、常時使用する従業員が工業等の場合は五人以下、商業及びサービス業の場合は二人以下の事業者で、その所得が政令で定める額以下の者ということといたしております。

次に、都道府県が小規模事業者に対して行う生業安定資金の貸し付けの内容は、二百万円を限度で無利子とし、その償還期間は五年以内で、その貸し付けに当たっては、原則として担保または保証人を要することとしますが、この困難なときでも償還の見込みがあると認められる場合は無担保、無保証でも貸し付けの道を開くことといたしております。

また事情により、償還の繰り上げまたは猶予及び償還免除等の措置をとることができることといたしております。

さらに、都道府県は生業安定資金の貸付事業を行うため特別会計を設けるものとし、国は、都道府県がこの特別会計に繰り入れる資金の二倍に相当する額を補助金として都道府県に交付するものとしたしております。

以上が本法案の主な内容であります。何とぞ慎重御審議の上、御賛同くださいますようお願い申し上げます。（拍手）

○塩川委員長 次に、中川嘉美君。

伝統的工芸品産業の振興に関する法律の一部を改正する法律案 （本号末尾に掲載）

○中川（嘉）議員 ただいま議題となりました伝統的工芸品産業の振興に関する法律の一部を改正する法律案について、その提案理由及び要旨を御説明申し上げます。

本法は、伝統的工芸品が民衆の生活の中であ

くまれ受け継がれ、将来も存在し続けるために、伝統的工芸品の指定、振興事業に対する助成等を規定してありますが、ここ数年來伝統的工芸品の類似品が海外から輸入されることにより、国内の伝統的工芸品産業に被害をもたらす場合が少なくないのであります。

日本古来の伝統的工芸品に類似する商品が、海外から大量に輸入されることによつて、日本固有の伝統的工芸品産業はその工芸品の売り上げの極減などにより倒産に陥るなど、伝統的産業自体の死活問題となつていゝのであります。しかも、伝統的工芸品と類似する外国製商品の原産地の表示に関する規制措置が欠けていたため、輸入品に対する区別がほとんど不可能となり、消費者の判断を不当に妨がらすおそれがあるものであります。

これらの点から見ましても、現行法は伝統的工芸品産業を振興する上にきわめて不十分な内容であります。

そこで、本改正案は、伝統的工芸品産業の置かれていゝ現状にかんがみ、同産業の振興の一環として伝統的工芸品と類似する外国製商品の原産地の表示に関する規制措置及びその輸入に対する措置に関する規定を設けること等により、伝統的工芸品産業の保護を図ろうとするものであります。次に、改正案の内容について御説明申し上げます。

第一は、伝統的工芸品と類似する外国製商品の原産地の表示に関する措置を新たに設けたこととあります。

すなわち、伝統的工芸品と類似する商品で、外国において生産されたものが原産地の表示を付さないで輸入されることにより、伝統的工芸品産業が重大な損害を受ける場合に、類似商品を輸入する事業者に対して、その原産地を表示した商品でなければ輸入してはならないことを命令できるようにいたします。

第二に、類似品の輸入に対する措置を新たに設けたこととあります。現行法では、類似品の輸入に対して何ら対抗で

きない状態であります。したがって、本改正案では、伝統的工芸品の類似商品で外国において生産されたものの輸入が増加することにより、伝統的工芸品産業が重大な損害を受ける場合、政府が類似商品の輸入に関して輸入の制限、関税率の引き上げなどの措置を講ずることができるようになっております。

第三に、伝統工芸品産業振興協会の業務内容として、伝統的工芸品の表示についての指導、助言等を行うことができるようにいたします。

以上が本法律案の提案理由及び要旨であります。何とぞ慎重御審議の上、御賛同くださいますようお願い申し上げます。

以上を持って提案理由の説明を終わります。

○塩川委員長 以上で趣旨の説明は終わりました。各案に対する質疑は後日に譲ることいたします。

○塩川委員長 次に、内閣提出、石油代替エネルギーの開発及び導入の促進に関する法律案を議題といたします。

趣旨の説明を聴取いたします。佐々木通商産業大臣。

石油代替エネルギーの開発及び導入の促進に関する法律案

〔本号末尾に掲載〕

○佐々木通商産業大臣 石油代替エネルギーの開発及び導入の促進に関する法律案につきまして、その提案理由及び要旨を御説明申し上げます。

エネルギーは、申すまでもなく国民生活の安定と国民経済の円滑な運営に欠くことのできない要素であります。特に、エネルギー供給の大宗を石油に依存し、かつ石油のほぼ全量を海外からの輸入に依存せざるを得ないわが国にとりまして、エネルギーの安定的な供給を確保することは、国の将来を左右する最重要政策課題であります。

しかし、最近の石油をめぐる国際情勢は、一段と不安定化の様相を強めており、中長期的にも世界の石油需給はますます逼迫するものと見られますが、わが国のエネルギー事情もそれに応じて今後ますます厳しさを増すものと思われまします。

かかる情勢下において、主要先進国中最も石油依存度が高く、きわめて脆弱なエネルギー供給構造を有するわが国といたしましては、省エネルギーの推進、石油の安定供給の確保に万全を期するとともに、石油代替エネルギーの開発及び導入を強力に推進し、石油依存度の低下を図ることがエネルギー・セキュリティを確保し、あわせてわが国に課せられた国際的責務を果たす上で喫緊の課題となっております。

かかる状況にかんがみ、昭和五十五年度を石油代替エネルギー元年と位置づけ、石油代替エネルギーの開発及び導入を促進するための体制を確立することといたしました。

この一環といたしまして、石油代替エネルギーの供給目標及び事業者に対する導入指針を策定し、あわせて石油代替エネルギーの開発のための推進母体として新エネルギー総合開発機構を設立するなど、石油代替エネルギーの開発及び導入を総合的に進めるために必要な措置を講ずることを内容としたしまして、この法律案を提出いたしました次第であります。

次に、この法案の要旨につきまして御説明申し上げます。

第一は、石油代替エネルギーの供給目標の策定についてであります。

通商産業大臣は、総合的なエネルギーの供給の確保の見地から、開発及び導入を行うべき石油代替エネルギーに関する供給目標を閣議決定を経て定め、公表するものとしております。

第二は、石油代替エネルギーの導入指針の策定についてであります。

通商産業大臣は、工場または事業場における石油代替エネルギーの導入を促進するため、石油代替エネルギーの供給の状況、石油代替エネルギーにかかる技術水準等の事情を勘案して、導入すべき石油代替エネルギーの種類及び導入の方法に関し、事業者に対する指針を定めることといたしております。

さらに、この導入指針に定める事項について、通商産業大臣及び当該工場にかかる事業所管大臣は、必要に応じ事業者に対して指導及び助言を行うこととしております。

第三は、石油代替エネルギーの開発及び導入の促進を図るために必要な財政上の措置等についてであります。

政府は、石油代替エネルギーの開発及び導入を促進するため、必要な財政上、金融上及び税制上の措置を講ずるとともに、広報活動等により国民の理解と協力を求めるよう努力することとしております。

さらに、石油代替エネルギーに関する試験研究を行う者に対して、国有的試験研究施設を時価よりも低い代価で使用させる等、石油代替エネルギーの開発及び導入の促進に資する科学技術の振興を図るための措置を講ずることとしております。

第四は、新エネルギー総合開発機構についてであります。

新エネルギー総合開発機構は、本法に基づき、石油代替エネルギーの開発を推進するための中核的機関として設立される特殊法人であります。

この機構は、官民の能力を結集して石油代替エネルギーに関する技術の開発、地熱資源及び海外炭資源の開発に対する助成、その他石油代替エネルギーの開発等の促進のために必要な業務を総合的に行う法人であります。

なお、この機構の設立に伴い、石炭鉱業合理化事業団は解散いたしますが、現在、同事業団が行っている石炭鉱業の合理化及び安定のための業務は、すべて潰漏なきよう機構が承継することといたします。

たしてあり、本法案におきましてはそのための所要の規定を置くことといたしております。

以上がこの法律案の提案理由及びその要旨であります。何とぞ慎重御審議の上、御賛同くださいますようお願い申し上げます。

○塩川委員長 以上で趣旨の説明は終わりました。本案に対する質疑は後日に譲ることといたします。

次回は、来る八日午前十時理事会、午前十時三十分委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後三時三十六分散会

下請代金支払遅延等防止法の一部を改正する法律案

下請代金支払遅延等防止法の一部を改正する法律

下請代金支払遅延等防止法(昭和三十一年法律第二百十号)の一部を次のように改正する。

第二条の二「六十日」を「四十五日」に改め、同条の次に次の一条を加える。

(下請代金の現金支払)

第二条の三 親事業者は、下請代金の額のうち百分の五十以上でできる限り高い割合の額を現金又は小切手で支払うように努めなければならない。

第四条第一項第七号中「又は中小企業庁長官」を「、中小企業庁長官又は都道府県知事」に改める。

第四条の二「六十日」を「四十五日」に改め、同条を第四条の三とし、第四条の次に次の一条を加える。

(取引関係の維持)

第四条の二 親事業者は、継続的な取引関係にある下請事業者に対しては、引き続き製造委託又は修理委託をするように努めなければならない。

第四回、来る八日午前十時理事会、午前十時三十分委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後三時三十六分散会

下請代金支払遅延等防止法の一部を改正する法律案

下請代金支払遅延等防止法の一部を改正する法律

下請代金支払遅延等防止法(昭和三十一年法律第二百十号)の一部を次のように改正する。

第二条の二「六十日」を「四十五日」に改め、同条の次に次の一条を加える。

(下請代金の現金支払)

第二条の三 親事業者は、下請代金の額のうち百分の五十以上でできる限り高い割合の額を現金又は小切手で支払うように努めなければならない。

第四条第一項第七号中「又は中小企業庁長官」を「、中小企業庁長官又は都道府県知事」に改める。

第四条の二「六十日」を「四十五日」に改め、同条を第四条の三とし、第四条の次に次の一条を加える。

(取引関係の維持)

第四条の二 親事業者は、継続的な取引関係にある下請事業者に対しては、引き続き製造委託又は修理委託をするように努めなければならない。

第六条 見出しを含む。中「中小企業庁長官」の下に「又は都道府県知事」を加える。

第七條 第一項中「すみやかに」を「速やかに」に、

「第四條の二」を「第四條の三」に改める。

第九條 第二項中「中小企業庁長官」の下に「又は都道府県知事」を加える。

附則

この法律は、公布の日から起算して三十日を経過した日から施行する。

理由

下請事業者の利益の保護を一層厚くするため、下請代金の支払期日を早め、公正取引委員会に対する措置請求権を都道府県知事に与える等所要の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

小規模事業者生業安定資金融通特別措置法案

小規模事業者生業安定資金融通特別措置法

(目的)

第一条 この法律は、小規模事業者の生業の安定を図るため、これに必要な資金を小規模事業者が無利子で貸し付ける事業を行う都道府県に対し国が必要な助成を行う措置を定め、もつて小規模事業者の福祉の増進と小規模事業者の安定に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において、「小規模事業者」とは、常時使用する従業員の数が五人（商業及びサービス業に属する事業を主たる事業として営む者については、二人）以下の事業者（事業者が会社である場合においては、その会社の株式その他の持分の全部がその会社の業務執行に関し権限を有する者及びその者と同一一世帯に属する者によつて所有されているものに限る。）で当該事業者（事業者が会社である場合においては、その会社の業務執行に関し権限を有する者）及びその者と同一一世帯に属する者の政令で

定める所得の合計額が政令で定める額を超えないものをいう。

(貸付け)

第三条 都道府県は、小規模事業者に対し、この法律の定めるところにより、生業の安定を図るために必要な設備の整備、事業の運営等に要する資金（事業の転換に要する資金を含む。）を貸し付けることができる。

（貸付金の限度、利率及び償還期間）

第四条 前条の規定による貸付金（以下「生業安定資金」という。）の金額の限度は、一の借主につき二百万円とする。

2 生業安定資金は、無利子とし、その償還期間は、五年を超えない範囲内で政令で定める期間とする。

(担保又は保証人)

第五条 都道府県は、生業安定資金の貸付けについては、借主に対し、担保を提供させ、又は保証人を立てさせなければならない。ただし、担保を提供させ、又は保証人を立てさせることが困難である場合において、その者の事業の実績、租税の納付状況その他その者の信用を量るべき資料に基づいて貸付金の償還の見込みがあると認められるときは、この限りでない。

2 前項の保証人は、借主と連帯して債務を負担するものとする。

(期限前償還)

第六条 都道府県は、生業安定資金の貸付けをした場合において、借主が次の各号の一に該当するときは、支払期日前に、その借主に対し、貸付金の全部又は一部の償還を請求することができる。

一 貸付金を貸付けの目的以外の目的に使用したとき。

二 貸付金の償還を怠つたとき。

三 その他正当な理由がないのに貸付けの条件に違反したとき。

四 その常時使用する従業員の数が第二条に規定する従業員の数を著しく超えることとな

り、事業者が会社である場合におけるその会社の株式その他の持分の過半数がその会社の業務執行に関し権限を有する者及びその者と同一一世帯に属する者によつて所有されなくなつて、又は事業者（事業者が会社である場合においては、その会社の業務執行に関し権限を有する者）及びその者と同一一世帯に属する者の同条の政令で定める所得の合計額が同条の政令で定める額を著しく超えることとなり、かつ、それぞれその状態が継続すると認められるとき。

五 当該貸付けに係る事業を廃止したとき。

(償還の免除等)

第七条 都道府県は、災害その他借主の責めに帰することができない理由により、借主の事業の継続が困難となつた場合において、やむを得ないと認めるときは、通商産業大臣の承認を受けて、貸付金の全部又は一部の償還を免除することができる。

2 都道府県は、災害、疾病、負傷その他やむを得ない理由により、借主が支払期日に償還金を支払うことが困難であると認めるときは、償還金の全部又は一部の支払期日を繰り延べるることができる。

(違約金)

第八条 都道府県は、借主が支払期日までに貸付金を償還せず、又は第六条第二号に該当することを理由として同条の規定による請求を受けた金額を支払わなかつたときは、支払期日の翌日から支払の日までの日数に應じその延滞した額につき年十・七五パーセントの割合で計算した違約金を支払うべきことを請求することができる。

2 都道府県は、借主が第六条第一号又は第三号に該当することを理由として同条の規定による請求をするときは、当該請求に係る貸付金の貸付けの日から支払の日までの日数に應じ当該貸付金の金額につき年十・七五パーセントの割合で計算した違約金を支払うべきことを併せて請

求することができる。

(県の特別会計)

第九条 都道府県は、特別会計を設置して生業安定資金の貸付事業の経理を行わなければならない。

(国の特別会計)

2 前項の特別会計（以下「県の特別会計」という。）においては、都道府県の一般会計（以下「県の一般会計」という。）からの繰入金、次条の規定による国からの補助金（以下「国からの補助金」という。）、償還金、前条の違約金及び附属雑収入をもつてその歳入とし、貸付金及び第十一条の規定による納付金その他の諸費をもつてその歳出とする。

(国からの補助金)

第十条 国は、都道府県に対し、当該都道府県が生業安定資金の貸付事業の財源に充てるため県の一般会計から県の特別会計に繰り入れる金額の二倍に相当する金額を補助するものとする。

（貸付事業を廃止した場合の措置）

第十一条 都道府県は、生業安定資金の貸付事業を廃止したときは、政令で定めるところにより、当該事業に係る貸付金の未貸付額及びその後ににおいて支払を受ける当該事業に係る貸付金の償還額の合計額に、国からの補助金の額及びその都道府県が当該事業に係る貸付金の財源に充てるため県の一般会計から県の特別会計に繰り入れた金額の合計額に対する国からの補助金の額の割合を乗じて得た額の全部又は一部を国に納付しなければならない。

2 前項の規定は、都道府県が、生業安定資金の貸付事業を廃止する前に、国からの補助金の全部又は一部に相当する金額を国に納付すること

附則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（中小企業庁設置法の一部改正）

2 中小企業庁設置法(昭和二十三年法律第八十三号)の一部を次のように改正する。
第三条第一項中第四号の二の三を第四号の二の四とし、第四号の二の二の次に次の一号を加える。

四の二の三 小規模事業者生業安定資金融通特別措置法(昭和五十五年法律第 号)の施行に關すること。

第四条第三項中「第四号の二の三」を「第四号の二の四」に改め、同条第五項中「第四号の二の二」の下に、「第四号の二の三」を加える。

理由

小規模事業者の生業の安定を図るため、これに必要な資金を小規模事業者が無利子で貸し付ける事業を行う都道府県に対し国が必要な助成を行う措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

本案施行に要する経費
本案施行に要する経費としては、平年度約千億円の見込みである。

伝統的工芸品産業の振興に關する法律の一部を改正する法律案
伝統的工芸品産業の振興に關する法律の一部を改正する法律案

伝統的工芸品産業の振興に關する法律の一部を改正する法律案

伝統的工芸品産業の振興に關する法律(昭和四十九年法律第五十七号)の一部を次のように改正する。

第八条の見出しを「(伝統的工芸品の表示)」に改め、同条の次の一条を加える。

(類似品の原産地の表示)

第八条の二 通商産業大臣は、通商産業省令で定めるところにより、伝統的工芸品と類似する商品で外国において生産されたものが原産地の表示を付さないで輸入されることにより、伝統的工芸品産業が重大な損害を受け、又は受けるお

それがあると認める場合には、当該商品を輸入する事業者に対し、その原産地を表示した商品でなければ輸入してはならないことを命ずることができ。
第十条の次に次の一条を加える。

(類似品の輸入に対する措置)

第十条の二 政府は、伝統的工芸品と類似する商品で外国において生産されたものの輸入が増加し、当該輸入により伝統的工芸品産業が重大な損害を受け、又は受けるおそれがあると認められる場合には、当該類似する商品の輸入に關し、輸入の制限、関税率の引上げその他必要な措置を講ずるものとする。

第十三条中「行なう」を「行う」に改め、同条第五号の次に次の一号を加える。

五の二 第八条の伝統的工芸品の表示について指導、助言等を行うこと。

第十六条の前の見出しの次に次の一条を加える。

第十五条の二 第八条の二の規定による命令に違反した者は、五十万円以下の罰金に処する。

第十六条第二項中「前項」を「前二条」に、「同項」を「各本条」に改め、同項を第十六条の二とする。

附則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して経過した日から施行する。

2 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

理由

伝統的工芸品産業の振興の一環として、伝統的工芸品と類似する外国製商品の原産地の表示に關する規制措置及びその輸入に対する措置に關する規定を設ける等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

石油代替エネルギーの開発及び導入の促進に關する法律案
石油代替エネルギーの開発及び導入の促進に關する法律

目次

第一章 総則(第一条・第二条)

第二章 石油代替エネルギーの供給目標等(第三條・第十條)

第三章 新エネルギー総合開発機構

第一節 総則(第十一条・第十九條)

第二節 運営委員会(第二十条・第二十七條)

第三節 役員及び職員(第二十八條・第三十八條)

第四節 業務(第三十九條・第四十一條)

第五節 財務及び會計(第四十二條・第五十二條)

第六節 監督(第五十三條・第五十四條)

第七節 雑則(第五十五條・第五十七條)

第四章 罰則(第五十八條・第六十條)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、石油代替エネルギーの開発及び導入を総合的に進めるために必要な措置を講ずることにより、我が国経済の石油に対する依存度の軽減を図り、もつて国民経済の健全な発展と国民生活の安定に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「石油代替エネルギー」とは、次に掲げるものをいう。

一 石油原油及び揮発油、重油その他の通商産業省令で定める石油製品をいう。以下同じ。

二 石油を熱源とする熱に代えて使用される熱を交換して得られるものを除く。

三 石油を熱源とする熱を交換して得られる動力(以下「石油に係る動力」という。)に代えて使用される動力(熱又は電気を交換して得られるものを除く。)

四 石油に係る動力を交換して得られる電気に代えて使用される電気(動力を交換して得られるものを除く。)

第二章 石油代替エネルギーの供給目標等(石油代替エネルギーの供給目標)

第三条 通商産業大臣は、総合的なエネルギーの供給の確保の見地から、石油代替エネルギーの供給目標(以下「供給目標」という。)を定め、これを公表しなければならない。

2 供給目標は、開発及び導入を行うべき石油代替エネルギーの種類及びその種類ごとの供給数量の目標その他石油代替エネルギーの供給に關する事項について、エネルギーの需要及び石油の供給の長期見通し、石油代替エネルギーの開発の状況その他の事情を勘案し、環境の保全に留意しつつ定めるものとする。

3 通商産業大臣は、供給目標のうち原子力に係る部分については、内閣総理大臣の推進する原子力の開発及び利用に關する基本的な政策について十分な配慮を払わなければならない。

4 通商産業大臣は、供給目標を定めるときは、閣議の決定を経なければならない。

5 通商産業大臣は、第二項の事情の変動のため必要があるときは、供給目標を改定するものとする。

6 第一項から第四項までの規定は、前項の規定による供給目標の改定に準用する。

(エネルギー使用者の努力)

第四条 エネルギーを使用する者は、石油代替エネルギーの供給の状況、石油代替エネルギーに係る技術水準その他の事情に應じた石油代替エネルギーの導入に努めなければならない。

(事業者の導入の指針)

第五条 通商産業大臣は、石油代替エネルギーの供給の状況、石油代替エネルギーに係る技術水準その他の事情からみて石油代替エネルギーを力(以下「石油に係る動力」という。)に代えて使用される動力(熱又は電気を交換して得られるものを除く。)

使用することが適切であると認められる工場又は事業場(以下単に「工場」という。)における石油代替エネルギーの導入を促進するため、これらの事情を勘案し、環境の保全に留意しつつ、導入すべき石油代替エネルギーの種類及び導入の方法に関し、工場においてエネルギーを使用して事業を行う者に対する石油代替エネルギーの導入の指針(以下「導入指針」という。)を定め、これを公表するものとする。

2 通商産業大臣は、前項の事情の変動のため必要があるときは、導入指針を改定するものとする。

(指導及び助言)

第六条 通商産業大臣及び当該工場に係る事業を所管する大臣は、石油代替エネルギーの導入を促進するため必要があると認めるときは、工場においてエネルギーを使用して事業を行う者に対し、導入指針に定める事項について指導及び助言を行うものとする。

(財政上の措置等)

第七条 政府は、石油代替エネルギーの開発及び導入を促進するために必要な財政上、金融上及び税制上の措置を講ずるよう努めなければならない。

(国有施設の使用)

第八条 政府は、政令で定めるところにより、石油代替エネルギーの開発及び導入に係る技術に関する試験研究を行う者に国有の試験研究施設を使用させる場合において、石油代替エネルギーの開発及び導入を促進するため特に必要があると認めるときは、その使用の対価を時価よりも低く定めることができる。

(科学技術の振興)

第九条 政府は、前条に規定するもののほか、石油代替エネルギーの開発及び導入の促進に資する科学技術の振興を図るため、研究開発の推進及びその成果の普及等必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
(国民の理解を深める等のための措置)

第十条 政府は、教育活動、広報活動等を通じて、石油代替エネルギーの開発及び導入に関し、国民の理解を深めるとともに、国民の協力を求めるよう努めなければならない。

第三章 新エネルギー総合開発機構

第一節 総則

(目的)

第十一条 新エネルギー総合開発機構は、石油代替エネルギーに関する技術でその企業化の促進を図ることが特に必要なものの開発、地熱資源及び海外における石炭資源の開発に対する助成その他石油代替エネルギーの開発等の促進のために必要な業務を総合的に行うことを目的とする。

(法人格)

第十二条 新エネルギー総合開発機構(以下「機構」という。)は、法人とする。

(事務所)

第十三条 機構は、主たる事務所を東京都に置く。
2 機構は、通商産業大臣の認可を受けて、必要な地に従たる事務所を置くことができる。

(資本金)

第十四条 機構の資本金は、次に掲げる金額の合計額とする。

一 四十七億円

二 附則第七条第四項の規定により政府から出資があつたものとされた金額

三 機構の設立に際し政府以外の者が出資する金額

2 政府は、機構の設立に際し、前項第一号の四十七億円を出資するものとする。

3 機構は、必要があるときは、通商産業大臣の認可を受けて、その資本金を増加することができる。

4 政府は、前項の規定により機構がその資本金を増加するときは、予算で定める金額の範囲内において、機構に出資することができる。

5 政府は、機構に出資するときは、建物その他の土地の定着物又は物品(以下「建物等」という。)

う。)を出資の目的とすることができる。

6 前項の規定により出資の目的とする建物等の価額は、出資の日現在における時価を基準として評価委員が評価した価額とする。

7 前項の評価委員その他評価に関し必要な事項は、政令で定める。

(出資証券)

第十五条 機構は、出資に対し、出資証券を発行する。

2 出資証券は、記名式とする。

3 前項の規定するもののほか、出資証券に関し必要な事項は、政令で定める。

(持分の払戻し等の禁止)

第十六条 機構は、出資者に対し、その持分を払い戻すことができない。

2 機構は、出資者の持分を取得し、又は質権の目的としてこれを受けることができない。

(登記)

第十七条 機構は、政令で定めるところにより、登記しなければならない。

2 前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に対抗することができない。

(名称の使用制限)

第十八条 機構でない者は、新エネルギー総合開発機構という名称を用いてはならない。

(民法の準用)

第十九条 民法(明治二十九年法律第八十九号)第四十四条及び第五十条の規定は、機構について準用する。

第二節 運営委員会

(設置)
第二十条 機構に、運営委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(権限)

第二十一条 機構の予算、事業計画及び資金計画並びに決算は、委員会の議決を経なければならない。
2 委員会は、前項に規定するもののほか、理事

長の諮問に応じ、機構の業務の運営に関する重要事項を調査審議する。

3 委員会は、機構の業務の運営につき、理事長に意見を述べることができる。

(組織)

第二十二条 委員会は、委員七人及び機構の理事長をもつて組織する。

2 委員会に委員長一人を置き、委員の互選により選任する。

3 委員長は、委員会の会務を総理する。

4 委員会は、あらかじめ、委員のうちから、委員長に事故がある場合にその職務を代理する者を定めておかなければならない。

(委員の任命及び任期)

第二十三条 委員は、石油代替エネルギーに関するすぐれた識見を有する者のうちから、通商産業大臣が任命する。

2 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(委員の欠格条項)

第二十四条 政府職員(非常勤の者を除く。)又は機構の役員若しくは職員は、委員となることができない。

(委員の解任)

第二十五条 通商産業大臣は、委員が前条の規定により委員となることができない者に該当するに至つたときは、その委員を解任しなければならない。

2 通商産業大臣は、委員が次の各号の一に該当するときは、その他委員たるに適しないと認めるときは、その委員を解任することができる。

一 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。

二 職務上の義務違反があるとき。

(議決の方法)

第二十六条 委員会は、委員長又は第二十二條第四項に規定する委員長を代理する者のほか、委員及び理事長のうち三人以上が出席しなければ

ば、会議を開き、議決をすることができない。
2 委員会の議事は、出席者の過半数をもって決する。可否同数のときは、委員長が決する。
3 委員会は、機構の役員又は職員をその会議に出席させて、必要な説明を求めることができる。
(委員の公務員たる性質)

第二十七条 委員は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。
第三節 役員及び職員

(役員)

第二十八条 機構に、役員として、理事長一人、副理事長一人、理事七人以内及び監事二人以内を置く。
(役員の職務及び権限)

第二十九条 理事長は、機構を代表し、その業務を総理する。
2 副理事長は、機構を代表し、理事長が定めるところにより、理事長を補佐して機構の業務を掌理し、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠員のときはその職務を行う。

3 理事は、理事長が定めるところにより、理事長及び副理事長を補佐して機構の業務を掌理し、理事長及び副理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長及び副理事長が欠員のときはその職務を行う。
4 監事は、機構の業務を監査する。
5 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、理事長又は通商産業大臣に意見を提出することができる。

(役員の任命)
第三十条 理事長及び監事は、通商産業大臣が任命する。

2 副理事長及び理事は、通商産業大臣の認可を受けて、理事長が任命する。
(役員の任期)

第三十一条 役員の任期は、三年とする。
2 役員は、再任されることができる。
(役員欠格事項)

第三十二条 政府又は地方公共団体の職員(非常勤の者を除く)は、役員となることができない。
(役員解任)

第三十三条 通商産業大臣又は理事長は、それぞれその任命に係る役員が前条の規定により役員となるべきでない者に該当するに至つたときは、その役員を解任しなければならない。
2 通商産業大臣又は理事長は、それぞれその任命に係る役員が第二十五条第二項各号の一に該当するときは、その他役員たるに適しないと認めるときは、その役員を解任することができる。

3 理事長は、前項の規定によりその任命に係る役員を解任しようとするときは、通商産業大臣の認可を受けなければならない。
(役員兼職禁止)

第三十四条 役員は、営利を目的とする団体の役員となり、又は自ら営利事業に従事してはならない。ただし、通商産業大臣の承認を受けたときは、この限りでない。
(代表権の制限)

第三十五条 機構と理事長又は副理事長との利益が相反する事項については、理事長及び副理事長は、代表権を有しない。この場合には、監事が機構を代表する。
(代理人の選任)

第三十六条 理事長は、理事又は機構の職員のうちから、機構の従たる事務所の業務に関し一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する代理人を選任することができる。
(職員の任命)

第三十七条 機構の職員は、理事長が任命する。
(役員及び職員公務員たる性質)

第三十八条 第二十七条の規定は、機構の役員及び職員に準用する。
第四節 業務

(業務の範囲)
第三十九条 機構は、第十一条の目的を達成するため、次の業務を行う。

一 次に掲げる技術(原子力に係るものを除く。)であつて、その企業化の促進を図ることが国民経済上特に必要なものの開発を行うこと。
イ 地熱資源である熱水若しくは太陽電池を利用する発電技術その他の第二号第一から第三号までに掲げる石油代替エネルギーを発電に利用し、若しくは同条第四号に掲げる石油代替エネルギーを発生させる技術又はこれらの技術に係る電氣を利用するための技術。
ロ 石炭を液化して燃料を製造する技術、太陽熱を熱源とする産業用熱供給技術その他の石油代替エネルギーを製造し、若しくは発生させ、又は利用するための技術(イに掲げるものを除く。)
二 地熱資源の開発に必要な資金に係る債務の保証を行うこと。
三 地熱の探査及び地熱資源の開発に必要な地質構造(熱源の状況を含む。)等の調査を行うこと。
四 海外における石炭の探査に必要な資金の貸付けを行うこと。
五 海外における石炭資源の開発に必要な資金に係る債務の保証を行うこと。
六 海外における石炭の探査又は海外における石炭資源の開発に必要な調査に要する資金に充てるための補助金の交付を行うこと。
七 海外における石炭の探査に必要な地質構造の調査を行うこと。
八 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。
九 前各号に掲げるもののほか、第十一条の目的を達成するために必要な業務を行うこと。
2 機構は、前項第九号に掲げる業務を行うときは、通商産業大臣の認可を受けなければならない。

一 次に掲げる基準に従つて、前条第一号に掲げる業務の一部を委託することができる。
2 機構は、通商産業大臣の認可を受けて、金融機関に対し、前条第一項第二号、第四号及び第五号に掲げる業務の一部を委託することができる。
3 金融機関は、他の法律の規定にかかわらず、前項の認可に係る業務の委託を受け、当該業務を行うことができる。
4 第二項の規定により業務の委託を受けた金融機関(以下「受託金融機関」という。)の役員及び職員であつて当該委託業務に従事するものは、刑法その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。
(業務方法書)
第四十一条 機構は、第三十九条第一項に規定する業務の開始の際、業務方法書を作成し、通商産業大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。
2 前項の業務方法書に記載すべき事項は、通商産業省令で定める。
第五節 財務及び会計
(事業年度)
第四十二条 機構の事業年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終わる。
(予算等の認可)
第四十三条 機構は、毎事業年度、予算、事業計画及び資金計画を作成し、当該事業年度の開始前に、通商産業大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。
(財務諸表)
第四十四条 機構は、毎事業年度、財産目録、貸借対照表及び損益計算書(以下「財務諸表」という。)を作成し、当該事業年度の終了後三月以内に通商産業大臣に提出し、その承認を受けなければならない。
2 機構は、前項の規定により財務諸表を通商産業大臣に提出するときは、これに当該事業年度

の事業報告書及び予算の区分に従い作成した決算報告書を添え、並びに財務諸表及び決算報告書に関する監事の意見を付けなければならない。

(書類の送付)

第四十五条 機構は、第四十三条又は前条第一項の認可又は承認を受けたときは、当該認可又は承認に係る予算、事業計画及び資金計画に関する書類又は財務諸表を、機構に出資した者のうち政府以外のものに送付しなければならない。

(利益及び損失の処理)

第四十六条 機構は、毎事業年度、損益計算において利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失をうめ、なお残余があるときは、その残余の額は、積立金として積み立てなければならない。

2 機構は、毎事業年度、損益計算において損失を生じたときは、前項の規定による積立金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は、繰越欠損金として整理しなければならない。

(借入金及び新エネルギー総合開発債券)

第四十七条 機構は、通商産業大臣の認可を受けて、長期借入金若しくは短期借入金をし、又は第三十九条第一項に規定する業務に必要な費用に充てるため、新エネルギー総合開発債券(以下「債券」という。)を発行することができる。

2 前項の規定により短期借入金は、当該事業年度内に償還しなければならない。ただし、資金の不足のため償還することができないときは、その償還することができない金額に限り、通商産業大臣の認可を受けて、これを借り換えることができる。

3 前項ただし書の規定により借り換えた短期借入金は、一年以内に償還しなければならない。

4 第一項の規定による債券の債権者は、機構の財産について他の債権者に先だつて自己の債権の弁済を受ける権利を有する。

5 前項の先取特権の順位は、民法の規定による。

一般の先取特権に次ぐものとする。

6 機構は、通商産業大臣の認可を受けて、債券の発行に関する事務の全部又は一部を銀行又は信託会社へ委託することができる。

7 商法(明治三十二年法律第四十八号)第三百九条から第三百一十一条までの規定は、前項の規定により委託を受けた銀行又は信託会社について準用する。

8 第一項及び第四項から前項までに定めるもののほか、債券に関し必要な事項は、政令で定める。

(債務保証)

第四十八条 政府は、法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律(昭和二十一年法律第二十四号)第三条の規定にかかわらず、国会の議決を経た金額の範囲内において、機構の長期借入金に係る債務(国際復興開発銀行等からの外資の受入に関する特別措置に関する法律(昭和二十八年法律第五十一号)第二条第一項の規定に基づき政府が保証契約をすることができ、債務を除く。)又は債券に係る債務について保証することができる。

(償還計画)

第四十九条 機構は、毎事業年度、長期借入金及び債券の償還計画を立てて、通商産業大臣の認可を受けなければならない。

(余裕金の運用)

第五十条 機構は、次の方法によるほか、業務上の余裕金を運用してはならない。

一 国債その他通商産業大臣が指定する有価証券の取得

二 銀行その他通商産業大臣が指定する金融機関への預金又は郵便貯金

三 信託会社又は信託業務を行う銀行への金銭信託

(給与及び退職手当の支給の基準)

第五十一条 機構は、委員会の委員並びに機構の役員及び職員に対する給与及び退職手当の支給の基準を定めようとするときは、通商産業大臣

の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

(通商産業省令への委任)

第五十二条 この法律及びこれに基づく政令に規定するもののほか、機構の財務及び会計に関し必要な事項は、通商産業省令で定める。

第六節 監督

(監督)

第五十三条 機構は、通商産業大臣が監督する。

2 通商産業大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、機構に対し、その業務に関し監督上必要な命令をすることができ

(報告及び検査)

第五十四条 通商産業大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、機構若しくは受託金融機関に対し、その業務に関し報告をさせ、又はその職員に、機構若しくは受託金融機関の事務所その他の事業所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。ただし、受託金融機関に對しては、当該委託業務の範囲内に限る。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第七節 雑則

(解散)

第五十五条 機構は、解散した場合において、その債務を弁済しなす残余財産があるときは、これを各出資者に対し、その出資額を限度として分配するものとする。

2 前項に規定するもののほか、機構の解散については、別に法律で定める。

(大蔵大臣との協議)

第五十六条 通商産業大臣は、次の場合には、大蔵大臣に協議しなければならない。

一 第十四条第三項、第三十九条第二項、第四十条第二項、第四十一条第一項、第四十三条、第四十七条第一項、第二項ただし書若しくは第六項又は第四十九条の認可をしようとするとき。

二 第四十一条第二項又は第五十二条の通商産業省令を定めようとするとき。

三 第四十四条第一項又は第五十一条の承認をしようとするとき。

四 第五十条第一号又は第二号の規定による指定をしようとするとき。

(他の法令の準用)

第五十七条 不動産登記法(明治三十二年法律第二十四号)及び政令で定めるその他の法令については、政令で定めるところにより、機構を国の行政機関とみなして、これらの法令を準用する。

第四章 罰則

第五十八条 第五十四条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をした機構又は受託金融機関の役員又は職員は、十万円以下の罰金に処する。

第五十九条 次の各号の一に該当する場合には、その違反行為をした機構の役員は、十万円以下の過料に処する。

一 この法律の規定により通商産業大臣の認可又は承認を受けなければならない場合において、その認可又は承認を受けなかつたとき。

二 第十七条第一項の規定による政令に違反して登記することを怠つたとき。

三 第三十九条第一項に規定する業務以外の業務を行つたとき。

四 第五十条の規定に違反して業務上の余裕金を運用したとき。

五 第五十三条第二項の規定による通商産業大臣の命令に違反したとき。

第六十条 第十八条の規定に違反した者は、五万

円以下の過料に処する。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、附則第十八条から第三十六条までの規定は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(日本開発銀行に対する政府の貸付け)

第二条 政府は、当分の間、石油代替エネルギー(石炭及び天然ガスに限る。)の導入の促進に寄与すると認められる設備(これらの石油代替エネルギーの使用若しくは供給又は流通の合理化に必要なものに限る。)の取得、改良又は補修(補修にあつては、当該設備に価値の増加をもたらすものに限る。)に必要な資金に係る日本開発銀行による貸付けの業務に要する資金の財源の一部に充てるため、日本開発銀行に対し、予算で定めるところにより、無利子で、必要な資金の貸付けをすることができ。

(機構の設立)

第三条 通商産業大臣は、機構の理事長又は監事となるべき者を指名する。

2 前項の規定により指名された理事長又は監事となるべき者は、機構の成立の時において、この法律の規定により、それぞれ理事長又は監事に任命されたものとする。

第四条 通商産業大臣は、設立委員会を命じて、機構の設立に関する事務を処理させる。

2 設立委員は、政府以外の者に対し、機構に対する出資を募集しなければならない。

3 設立委員は、前項の募集が終わつたときは、通商産業大臣に対し、設立の認可を申請しなければならない。

4 設立委員は、前項の認可を受けたときは、政府及び出資の募集に応じた政府以外の者に対し、出資金の払込みを求めなければならない。

5 設立委員は、出資金の払込みがあつた日において、その事務を前条第一項の規定により指名された理事長となるべき者に引き継がなければならない。

ならない。

第五条 附則第三条第一項の規定により指名された理事長となるべき者は、前条第五項の規定による事務の引継ぎを受けたときは、遅滞なく、政令で定めるところにより、設立の登記をしなければならない。

第六条 機構は、設立の登記をすることによつて成立する。

(石炭鉱業合理化事業団の解散等)

第七条 石炭鉱業合理化事業団は、機構の成立の時において解散するものとし、その一切の権利及び義務は、その時において機構が承継する。

2 石炭鉱業合理化事業団の昭和五十五年四月一日に始まる事業年度は、石炭鉱業合理化事業団の解散の日(前日)に終わるものとする。

3 石炭鉱業合理化事業団の昭和五十五年四月一日に始まる事業年度に係る決算並びに財産目録、貸借対照表及び損益計算書については、なお従前の例による。

4 第一項の規定により機構が石炭鉱業合理化事業団の権利及び義務を承継したときは、その承継の際における石炭鉱業合理化事業団に対する政府の出資金に相当する金額は、機構の設立に際し政府から機構に出資されたものとする。

5 第一項の規定により石炭鉱業合理化事業団が解散した場合における解散の登記については、政令で定める。

6 第一項の規定により機構が権利を承継する場合における当該承継に伴う登記又は登録については、登録免許税を課さない。

7 第一項の規定により機構が権利を承継する場合における当該承継に係る不動産又は自動車の取得に対しては、不動産取得税若しくは土地の取得に対して課する特別土地保有税又は自動車取得税を課することができない。

8 機構が第一項の規定により権利を承継し、かつ、引き続き保有する土地で石炭鉱業合理化事業団が昭和四十四年一月一日前に取得したものに対しては、土地に対して課する特別土地保有税を課することができない。

税を課することができない。

(権利及び義務の承継に伴う経過措置)

第八条 前条第一項の規定により機構が権利及び義務を承継した場合において、当該権利及び義務に資金運用部資金の貸付けに係るものが含まれているときは、機構が当該貸付けに係る契約に従いその償還を終えるまでの間は、当該貸付けに関する資金運用部資金法(昭和二十六年法律第百号)第七條第一項の規定の適用については、機構は、同項第八号の法人とみなす。

(職員に関する経過措置)

第九条 石炭鉱業合理化事業団の解散の際現にその職員として在職する者で、昭和四十二年四月以後における国家公務員共済組合等からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律(昭和五十四年法律第七十二号)以下「昭和五十四年改正法」という。附則第十一條第一項の復帰希望職員に該当するものうち、引き続き機構の職員となつたもの(以下「機構関係復帰希望職員」という。)に係る同条第二項の規定の適用については、機構及び機構関係復帰希望職員は、それぞれ、昭和五十四年改正法による改正前の国家公務員共済組合法(昭和三十三年法律第百二十八号)第百二十四条の二第一項に規定する公庫等及び公庫等職員とみなす。

2 機構関係復帰希望職員に係る昭和五十四年改正法附則第十一條第四項の規定の適用については、その者は、同条第一項の復帰希望職員とみなす。

(名称の使用制限等に関する経過措置)

第十条 この法律の施行の際現に新エネルギー総合開発機構という名称を使用している者については、第十八条の規定は、この法律の施行後六月間は、適用しない。

第十一条 機構の最初の事業年度は、第四十二條の規定にかかわらず、その成立の日(以下「昭和五十六年三月三十一日」に終わるものとする。

第十二条 機構の最初の事業年度の前算、事業計画及び資金計画については、第四十三條中「当該事業年度の開始前に」とあるのは、「機構の成立後遅滞なく」とする。

(日本地熱資源開発促進センターからの引継ぎ)

第十三条 昭和五十一年四月一日に設立された財団法人日本地熱資源開発促進センター(以下「センター」という。)は、寄附行為の定めるところにより、設立委員に対し、機構の成立の時において現にセンターが有する権利及び義務のうち、昭和五十五年二月一日現在におけるセンターの寄附行為第四條第七号に掲げる事業(以下「引継事業」という。)の遂行に伴いセンターに属するに至つたものを機構において承継すべき旨を申し出ることができ。

2 設立委員は、前項の規定による申出があつたときは、遅滞なく、通商産業大臣の認可を申請しなければならない。

3 前項の認可があつたときは、引継事業の遂行に伴いセンターに属するに至つた権利及び義務は、機構の成立の時において機構に承継されるものとする。

(石炭鉱業の合理化等の業務)

第十四条 機構は、第三十九條第一項に規定する業務のほか、石炭鉱業合理化臨時措置法(昭和三十一年法律第百五十六号)附則第二條に規定する措置が講じられるまでの間、同法第二十五條第一項に規定する業務(以下「石炭鉱業合理化業務」という。)を行うことができる。

(石炭鉱業合理化業務の実施に伴う委員会等に関する特例)

第十五条 前条の規定により機構が石炭鉱業合理化業務を行う場合には、第二十一條第一項中「決算」とあるのは、「決算並びに石炭鉱業合理化臨時措置法(昭和三十一年法律第百五十六号)以下「合理化法」という。)(第二十七條第一項の交付計画、貸付計画、貸付譲渡計画及び保証計画」とする。

2 機構が石炭鉱業合理化業務を行う間、委員会

に、石炭鉱業管理部会(以下「部会」という。)を置く。

3 機構の石炭鉱業合理化業務に係る予算及び事業計画並びに決算並びに石炭鉱業合理化臨時措置法第二十七条第一項の交付計画、貸付計画、貸付譲渡計画及び保証計画は、部会の議決を経なければならない。

4 部会は、石炭鉱業管理委員(以下「管理委員」という。)四人及び機構の役員のうちから理事長が指名する者一人をもつて組織する。

5 管理委員は、石炭鉱業に關する知識を有する者のうちから、通商産業大臣が任命する。この場合において、管理委員のうち少なくとも一人は、委員会の委員のうちから任命するものとする。

6 委員会は、その定めるところにより、部会の決議をもつて委員会の決議とすることができ

7 第二十三条第二項及び第三項、第二十四条、第二十五条並びに第二十七条の規定は、管理委員について準用する。

8 委員会の委員若しくは管理委員又はこれらの職にあつた者は、石炭鉱業合理化業務に係る職務に關して知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない。

9 第二項から第七項までに定めるもののほか、部会の組織及び運営に關し必要な事項は、通商産業省令で定める。

第十六条 附則第十四条の規定により機構が石炭鉱業合理化業務を行う場合には、当該業務に係る経理については、その他の経理と区分し、特別の勘定を設けて整理しなければならない。

2 附則第十四条の規定により機構が石炭鉱業合理化業務を行う場合には、当該業務に関する文書で、機構が作成したものについては、印紙税を課さない。

3 印紙税法(昭和四十二年法律第二十三号)第四十六条の規定は、機構その他の者同項に規定する国等を除く。)とが共同して作成し

た文書で前項に規定するものについて準用する。

4 附則第十四条の規定により機構が石炭鉱業合理化業務を行う場合には、当該業務のための登記又は登録については、政令で定めるところにより、登録免許税を課さない。

5 附則第十四条の規定により機構が石炭鉱業合理化業務を行う場合には、第五十一条中「委員」とあるのは「委員及び石炭鉱業管理委員」と、第五十二条中「これに基づく政令」とあるのは「合理化法並びにこれに基づく命令」と、第五十三条第二項中「この法律」とあるのは「この法律又は合理化法」と、第五十四条第一項中「この法律」とあるのは「この法律又は合理化法」と、「若しくは受託金融機関に對し」とあるのは「受託金融機関若しくは合理化法第三十六条の十九第一項の規定により業務の委託を受けた銀行に對し」と、「若しくは受託金融機関」とあるのは「受託金融機関若しくは同項の規定により業務の委託を受けた銀行」と、「ただし、受託金融機関」とあるのは「ただし、受託金融機関又は同項の規定により業務の委託を受けた銀行」と、第五十八条中「受託金融機関」とあるのは「受託金融機関若しくは合理化法第三十六条の十九第一項の規定により業務の委託を受けた銀行」と、第五十九条第一号中「この法律」とあるのは「この法律又は合理化法」と、同条第三号中「第三十九条第一項」とあるのは「第三十九条第一項及び合理化法第二十五条第一項」とする。

6 前条第八項の規定は、附則第十四条の規定により機構が石炭鉱業合理化業務を行う場合における機構の役員及び職員について準用する。

(罰則)

第十七条 附則第十五条第八項(前条第六項において準用する場合を含む。)の規定に違反して、石炭鉱業合理化業務に係る職務に關して知り得た秘密を漏らし、又は盗用した者は、一年以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

(石炭鉱業合理化臨時措置法の一部改正)

第十八条 石炭鉱業合理化臨時措置法の一部を次のように改正する。

第三章 石炭鉱業合理化事業団
第一節 總則(第七條―第十三條)
第一節 管理委員會(第十三條)
第二節 役員及び職員(第十四條―第十五條)
第三節 業務(第十五條―第二十條)
第四節 監督(第二十二條・第二十三條)
第五節 附則(第五十三條の二)

目次
第六節 附則(第五十三條の二)

新エネルギー総合開発機構の石炭鉱業の合理化等の業務(第七條―第五十三條)に、「第八十九条を「第八十八條」に改める。
第三章 第二項第三号中「石炭鉱業合理化事業団」を「新エネルギー総合開発機構」に改める。
第三章の章名を次のように改める。
第三章 新エネルギー総合開発機構の石炭鉱業の合理化等の業務
第三章第一節から第二節までを次のように改める。
第三章第一節から第二節までを次のように改める。
第三章第二節の節名を削り、第二十五條の見出しを「(石炭鉱業の合理化等の業務)」に改め、同条第一項各号列記以外の部分を次のように改める。

第三章第一節から第二節までを次のように改める。
第三章第二節の節名を削り、第二十五條の見出しを「(石炭鉱業の合理化等の業務)」に改め、同条第一項各号列記以外の部分を次のように改める。

第三章第一節から第二節までを次のように改める。
第三章第二節の節名を削り、第二十五條の見出しを「(石炭鉱業の合理化等の業務)」に改め、同条第一項各号列記以外の部分を次のように改める。

第三章第一節から第二節までを次のように改める。
第三章第二節の節名を削り、第二十五條の見出しを「(石炭鉱業の合理化等の業務)」に改め、同条第一項各号列記以外の部分を次のように改める。

第三章第一節から第二節までを次のように改める。
第三章第二節の節名を削り、第二十五條の見出しを「(石炭鉱業の合理化等の業務)」に改め、同条第一項各号列記以外の部分を次のように改める。

第三章第一節から第二節までを次のように改める。
第三章第二節の節名を削り、第二十五條の見出しを「(石炭鉱業の合理化等の業務)」に改め、同条第一項各号列記以外の部分を次のように改める。

第三章第一節から第二節までを次のように改める。
第三章第二節の節名を削り、第二十五條の見出しを「(石炭鉱業の合理化等の業務)」に改め、同条第一項各号列記以外の部分を次のように改める。

第三章第一節から第二節までを次のように改める。
第三章第二節の節名を削り、第二十五條の見出しを「(石炭鉱業の合理化等の業務)」に改め、同条第一項各号列記以外の部分を次のように改める。

第二十五条第二項中「事業団」を「機構」に改める。

第二十六条第一項中「事業団は、業務開始」を「機構は、前条第一項に規定する業務の開始」に改め、同条第二項第十号中「から第十号の三まで」を「及び第十号の二」に改め、同項第十四号及び第十五号を削り、第十六号を第十四号とし、第十七号を第十五号とする。

第二十六条の二を削る。

第二十七条の見出しを「(交付計画等)」に改め、同条第一項を削り、同条第二項中「事業団」を「機構」に、「前項」を「石油代替エネルギー法第四十三條」に改め、「及び同項第十号の三に規定する債務」を削り、「同項第十一号に規定する資金、同項第十一号の二を」並びに同項第十一号及び第十一号の二を削り、「及び海外炭探査資金」及び「並びに海外炭開発調査補助金の交付計画」を削り、同項を同条第一項とし、同条第三項中「第一項の事業計画並びに」を削り、同項を同条第二項とする。

第二十八条から第三十條までを次のように改める。
第二十八條から第三十條までを削除
第三十一條及び第三十二條中「事業団」を「機構」に改める。
第三十三條中「事業団」を「機構」に改め、「民法」の下に「(明治二十九年法律第八十九號)」を加え、「こゝを」を「超える」に、「代つて」を「代わつて」に改める。

第三十四條、第三十五條、第三十五條の二第一項、第三十五條の三第一項及び第三項、第三十五條の四、第三十五條の六第一項、第三十五條の七第一項、第三十五條の八第一項及び第三項、第三十五條の十第一項ただし書、第三十五條の十一第一項並びに第三十六條第一項中「事業団」を「機構」に改める。
第三十六條の二中「事業団」を「機構」に、「行なう」を「行う」に改める。
第三十六條の六から第三十六條の九までの規

第三十四條、第三十五條、第三十五條の二第一項、第三十五條の三第一項及び第三項、第三十五條の四、第三十五條の六第一項、第三十五條の七第一項、第三十五條の八第一項及び第三項、第三十五條の十第一項ただし書、第三十五條の十一第一項並びに第三十六條第一項中「事業団」を「機構」に改める。
第三十六條の二中「事業団」を「機構」に、「行なう」を「行う」に改める。
第三十六條の六から第三十六條の九までの規

第三十四條、第三十五條、第三十五條の二第一項、第三十五條の三第一項及び第三項、第三十五條の四、第三十五條の六第一項、第三十五條の七第一項、第三十五條の八第一項及び第三項、第三十五條の十第一項ただし書、第三十五條の十一第一項並びに第三十六條第一項中「事業団」を「機構」に改める。
第三十六條の二中「事業団」を「機構」に、「行なう」を「行う」に改める。
第三十六條の六から第三十六條の九までの規

第三十四條、第三十五條、第三十五條の二第一項、第三十五條の三第一項及び第三項、第三十五條の四、第三十五條の六第一項、第三十五條の七第一項、第三十五條の八第一項及び第三項、第三十五條の十第一項ただし書、第三十五條の十一第一項並びに第三十六條第一項中「事業団」を「機構」に改める。
第三十六條の二中「事業団」を「機構」に、「行なう」を「行う」に改める。
第三十六條の六から第三十六條の九までの規

第三十四條、第三十五條、第三十五條の二第一項、第三十五條の三第一項及び第三項、第三十五條の四、第三十五條の六第一項、第三十五條の七第一項、第三十五條の八第一項及び第三項、第三十五條の十第一項ただし書、第三十五條の十一第一項並びに第三十六條第一項中「事業団」を「機構」に改める。
第三十六條の二中「事業団」を「機構」に、「行なう」を「行う」に改める。
第三十六條の六から第三十六條の九までの規

第三十四條、第三十五條、第三十五條の二第一項、第三十五條の三第一項及び第三項、第三十五條の四、第三十五條の六第一項、第三十五條の七第一項、第三十五條の八第一項及び第三項、第三十五條の十第一項ただし書、第三十五條の十一第一項並びに第三十六條第一項中「事業団」を「機構」に改める。
第三十六條の二中「事業団」を「機構」に、「行なう」を「行う」に改める。
第三十六條の六から第三十六條の九までの規

定、第三十六條の十一及び第三十六條の十二第二項中「事業団」を「機構」に改める。

第三十六條の十三第一項及び第二項中「事業団」を「機構」に改め、同条第四項を削る。

第三十六條の十四を次のように改める。

第三十六條の十四 削除

第三十六條の十五第一項中「事業団」を「機構」に、「第二項又は第四項」を「又は第二項」に改める。

第三十六條の十六第一項中、「第二項又は第四項」を「又は第二項」に、「事業団」を「機構」に改める。

第三十六條の十七中「事業団」を「機構」に、「第二項又は第四項」を「又は第二項」に改める。

第三十六條の十八中、「第二項又は第四項」を「又は第二項」に、「事業団」を「機構」に改める。

第三十六條の十九第一項中「事業団」を「機構」に、「第二項又は第四項」を「又は第二項」に改め、同条第二項中「事業団」を「機構」に改め、同条第三項を次のように改める。

3 第一項の規定により委託を受けた求償権の行使の業務に従事する銀行の役員及び職員は、刑法明治四十年法律第四十五号その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

第三十六條の二十中「事業団」を「機構」に、「第二項若しくは第四項」を「若しくは第二項」に改める。

第三十六條の二十五及び第三十六條の二十六を次のように改める。

第三十六條の二十五及び第三十六條の二十六 削除

第三十六條の二十七中「事業団」を「機構」に改める。

第三十七條の見出し中「借入金及び」を削り、同条第一項中「事業団」を「機構」に改め、「短期借入金をし、又は」を削り、「あてを」を「充てる」に改め、「長期借入金をし若しくは」を削り、同条第二項及び第三項を削り、同条第四項中「第

一項」を「前項」に、「事業団」を「機構」に改め、同項を同条第二項とし、同条第五項を同条第三項とし、同条第六項中「事業団」を「機構」に改め、同項を同条第四項とし、同条第七項を同条第五項とし、同条第八項中「第一項及び第四項から前項まで」を「前各項」に改め、同項を同条第六項とする。

第三十七條の二中「事業団」を「機構」に改め、「長期借入金及び」を削り、「たてて」を「立てて」に改める。

第三十七條の三を削る。

第三十八條、第三十九條第一項及び第二項、第四十條並びに第四十條の二中「事業団」を「機構」に改める。

第四十條の三及び第四十條の四を削る。

第四十一條第一項及び第四十二條中「事業団」を「機構」に改める。

第三章第四節から第六節までを次のように改める。

第四十三條から第五十二條まで 削除
(大蔵大臣との協議)

第五十三條 通商産業大臣は、次の場合には、大蔵大臣と協議しなければならない。

一 第二十六條第一項、第二十七條第一項、第三十七條第一項又は第三十七條の二の認可をしようとするとき。

二 第二十五條第一項第九号の三、第二十七條第二項、第三十五條第四号、第三十五條の三第一項、第三十五條の六第一項第四号若しくは第二項第三号、第三十五條の八第一項、第三十五條の十一第一項、第三十六條の二の二、第三十六條の二の三、第三十六條の三第一項から第四項まで、第三十六條の八第五号、第三十六條の十二第一項、第三十六條の十三第一項若しくは第二項、第三十六條の二十第一項、第三十六條の二十二第一項、第三十六條の二十三第三項又は第三十六條の二十四第一項の通商産業省令を定めようとするとき。

第六十七條の三、第六十七條の四及び第六十八條第三項中「事業団」を「機構」に改める。

第八十條第二項を次のように改める。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

第八十條に次の一項を加える。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第八十五條を削り、第八十五條の二を第八十五條とする。

第八十七條を次のように改める。

第八十七條 第四十一條第一項の規定による資料を提出せず、又は虚偽の資料を提出した者は、三万円以下の罰金に処する。

第八十八條中「又は前三條」を「から前条まで」に改める。

第八十九條を削る。

(石炭鉱業合理化臨時措置法の一部改正に伴う経過措置)

第十九條 前条の規定による改正前の石炭鉱業合理化臨時措置法以下「旧合理化法」という。の規定により石炭鉱業合理化事業団以下この条において「事業団」という。に対してした処分、手続その他の行為又は事業団がした手続その他の行為は、前条の規定による改正後の石炭鉱業合理化臨時措置法以下「新合理化法」という。の相当規定により機構に対してした処分、手続その他の行為又は機構がした手続その他の行為とみなす。

2 新合理化法第二十七條第一項の交付計画、貸付計画、貸付譲渡計画及び保証計画であつて機構が最初に作成するものについては、同項中「事業年度の毎四半期開始前」とあるのは、「機構の成立後遅滞なく」とする。

3 前条の規定の施行前に事業団が旧合理化法第三十六條の十三第四項の規定により行つた債務の保証であつて、機構が附則第七條第一項の規

定により当該保証に係る権利及び義務を承継したものであるものについては旧合理化法第三十六條の十五から第三十六條の二十までの規定の適用については、なお従前の例による。この場合において、これらの規定中「事業団」とあるのは、「機構」とする。

4 前条の規定の施行前に事業団が旧合理化法第三十六條の二十五第一項の規定により行つた海外炭探鉱資金の貸付けであつて、機構が附則第七條第一項の規定により当該貸付けに係る権利及び義務を承継したものであるものについては旧合理化法第三十六條の二十五第二項において準用する旧合理化法第三十六條の八、第三十六條の九及び第三十六條の十一の規定の適用については、なお従前の例による。この場合において、これらの規定中「事業団」とあるのは、「機構」とする。

5 前条の規定の施行前にした旧合理化法の規定に違反する行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(炭鉱離職者臨時措置法の一部改正)

第二十條 炭鉱離職者臨時措置法(昭和三十四年法律第九十九号)の一部を次のように改正する。

第七條中「石炭鉱業合理化事業団」を「新エネルギー総合開発機構」に改める。

(産炭地域振興臨時措置法の一部改正)

第二十一條 産炭地域振興臨時措置法(昭和三十六年法律第二百十九号)の一部を次のように改正する。

第十五條中「石炭鉱業合理化事業団」を「新エネルギー総合開発機構」に改める。

(地域振興整備公団法の一部改正)

第二十二條 地域振興整備公団法(昭和三十七年法律第九十五号)の一部を次のように改正する。

第二十條第二項中「石炭鉱業合理化事業団」を「新エネルギー総合開発機構」に改める。

(地域振興整備公団法の一部改正に伴う経過措置)

第二十三條 前条の規定の施行前にした同条の規定による改正前の地域振興整備公団法の規定に違反する行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(石炭鉱業賠償等臨時措置法の一部改正)
第二十四條 石炭鉱業賠償等臨時措置法(昭和三十八年法律第九十七号)の一部を次のように改正する。

第十一条の二ただし書中「行なわれて」を「行なわれて」に改め、同条第二号中「石炭鉱業合理化事業団(以下「合理化事業団」という。)」を「新エネルギー総合開発機構(以下「機構」という。)」に改め、同条第三号中「合理化事業団」を「機構」に改め、同条第四号中「合理化事業団」を「機構」に、「行なう」を「行う」に改める。

第十一条の三第二項及び第三十一條第一項中「合理化事業団」を「機構」に改める。
(石炭鉱業賠償等臨時措置法の一部改正に伴う経過措置)

第二十五條 前条の規定の施行前にした同条の規定による改正前の石炭鉱業賠償等臨時措置法の規定に違反する行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(石炭鉱業賠償等臨時措置法の一部改正)
第二十六條 石炭鉱業賠償等臨時措置法(昭和三十八年法律第九十五号)の一部を次のように改正する。

第二條第二項中「前項各号又は次の各号」を「前項第二号に該当し、かつ、次の各号のいずれかに」、「同項各号」を「同項第二号に該当せず」に改め、同項第一号中「石炭鉱業合理化事業団」を「新エネルギー総合開発機構」に改め、同項第二号を次のように改める。

二 新エネルギー総合開発機構から借り入れた資金の借入残高があり、かつ、その借入残高又はその借入残高と日本開発銀行から借り入れた石炭鉱業に関する資金の借入残高との合計額が五億円以上において政令で定める額を超えていること。

(石炭鉱業賠償等臨時措置法の一部改正に伴う経過措置)

第二十七條 昭和五十六年一月一日を基準日とする前条の規定による改正後の石炭鉱業賠償等臨時措置法第二條第二項の規定による指定又は指定の取消しについては、同項第一号中「新エネルギー総合開発機構」とあるのは、「新エネルギー総合開発機構又は石油代替エネルギーの開発及び導入の促進に関する法律(昭和五十五年法律第 号)附則第七條第一項の規定により解散した旧石炭鉱業合理化事業団」とする。

(石炭並びに石油及び石油代替エネルギー対策特別会計法の一部改正)
第二十八條 石炭並びに石油及び石油代替エネルギー対策特別会計法(昭和四十二年法律第十二号)の一部を次のように改正する。

第三條第二項第一号中「石炭鉱業合理化事業団」を「新エネルギー総合開発機構の石炭鉱業合理化臨時措置法第二十五條第一項に規定する」に改める。
(石炭並びに石油及び石油代替エネルギー対策特別会計法の一部改正)

第二十九條 前条の規定の施行の際石炭並びに石油及び石油代替エネルギー対策特別会計の石炭勘定に所屬する権利義務で石炭並びに石油及び石油代替エネルギー対策特別会計法第一條第二項第一号及び第五号に規定する措置のうち海外における石炭の探鉱及び海外における石炭資源の開発の促進のための措置に係るものは、政令で定めるところにより、同特別会計の石油及び石油代替エネルギー勘定に歸屬するものとす。

(地方財政再建促進特別措置法の一部改正)
第三十條 地方財政再建促進特別措置法(昭和三十年法律第九十五号)の一部を次のように改正する。

第二十四條第二項中「若しくは国際協力事業団」を「国際協力事業団若しくは新エネルギー総合開発機構」に改める。

(所得税法の一部改正)
第三十一條 所得税法(昭和四十年法律第三十三号)の一部を次のように改正する。

別表第一第一号の表中私立学校教職員共済組合の項の次に次のように加え、石炭鉱業合理化事業団の項を削る。

新エネルギー総合開発機構	石油代替エネルギーの開発及び導入の促進に関する法律(昭和五十五年法律第 号)
--------------	--

(法人税法の一部改正)
第三十二條 法人税法(昭和四十年法律第三十四号)の一部を次のように改正する。

別表第一第一号の表石炭鉱業合理化事業団の項を削る。
別表第二第一号の表私立学校教職員共済組合の項の次に次のように加える。

新エネルギー総合開発機構	石油代替エネルギーの開発及び導入の促進に関する法律(昭和五十五年法律第 号)
--------------	--

(印紙税法の一部改正)
第三十三條 印紙税法の一部を次のように改正する。

別表第二石炭鉱業合理化事業団の項を削る。
(登録免許税法の一部改正)
第三十四條 登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。

別表第二石炭鉱業合理化事業団の項を削る。
(地方税法の一部改正)
第三十五條 地方税法(昭和二十五年法律第二十六号)の一部を次のように改正する。

第七十二條の四第一項第二号中「石炭鉱業合理化事業団」を削る。
第七十二條の五第一項第七号中「及び宇宙開発事業団」を「宇宙開発事業団及び新エネルギー総合開発機構」に改める。
第七十三條の四第一項第十三号の次に次の一号を加える。

十三の二 新エネルギー総合開発機構が石油代替エネルギーの開発及び導入の促進に関する法律(昭和五十五年法律第 号)第三十九條第一項第一号又は第三号に規定する業務の用に供する不動産で政令で定めるもの。

第七十九條中「石炭鉱業合理化事業団」を「新エネルギー総合開発機構」に改める。
第三十四條第二項第二号の二中「石炭鉱業合理化事業団」を「新エネルギー総合開発機構(旧石炭鉱業合理化事業団を含む。)」に改め、「買取して」の下に「新エネルギー総合開発機構」を加える。

第三百四十九條の三に次の一項を加える。
27 新エネルギー総合開発機構が所有し、かつ、直接石油代替エネルギーの開発及び導入の促進に関する法律第三十九條第一項第一号又は第三号に規定する業務の用に供する家屋及び償却資産で政令で定めるものに対して課する固定資産税の課税標準は、前二條の規定にかかわらず、当該固定資産に対して新たに固定資産税が課されることとなつた年度から五年度分の固定資産税については、当該固定資産に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の三分の一の額とし、その後五年度分の固定資産税については、当該固定資産に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の三分の二の額とする。

(行政管理庁設置法の一部改正)
第三十六條 行政管理庁設置法(昭和二十三年法律第七十七号)の一部を次のように改正する。

第二條第十二号中「石油公団」の下に「新エネルギー総合開発機構」を加え、「石炭鉱業合理化事業団」を削る。
(通商産業省設置法の一部改正)
第三十七條 通商産業省設置法(昭和二十七年法律第二百七十五号)の一部を次のように改正する。

第三十六條の六第十号の二の次に次の一号を

加える。

十の三 石油代替エネルギーの開発及び導入の促進に関する法律(昭和五十五年法律第号)の施行に関すること。

理由

我が国におけるエネルギー事情にかんがみ、我が国経済の石油に対する依存度の軽減を図るため、石油代替エネルギーの供給目標等を定めるとともに、新エネルギー総合開発機構を設立して、石油代替エネルギーに関する技術の開発その他の業務を行わせる等石油代替エネルギーの開発及び導入を総合的に進めるための措置を講じ、あわせて石炭鉱業合理化事業団が行っている石炭鉱業合理化臨時措置法に基づく石炭鉱業の合理化及び安定のための業務を新エネルギー総合開発機構に行わせることとする必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。